

JCBA

No.159 Jan. 2020

Japan Customs Brokers Association



CONTENTS

- 2 新年のご挨拶（会長）
- 4 新年のご挨拶（関税局長）
- 6 WCO御厨事務総局長との面談
- 11 バルセロナ港湾局とのセミナーについて
- 12 モンゴル通関業会会長及び事務局長来日
- 14 通関士部会・事務局合同会議の開催
- 17 即位礼の式典に参列（岡藤会長）
- 18 密輸撲滅キャンペーン（第2弾）
- 38 第53回通関士試験・合格体験記
- 43 通関業会だより
- 45 いいこときかく
- 54 令和2年度通関士試験・通信添削研修のご案内
- 59 特別掲載 事後調査と関税評価
- 77 各通関業会業務報告

新年のご挨拶



(一社)日本通関業連合会 会長
岡藤 正策

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、皆様には、常日頃から連合会の事業及び業務運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、「平成」から「令和」へと新しい時代が幕を開け、G20大阪サミットやアジアで初の開催となったラグビーワールドカップ日本大会、即位礼正殿の儀といった国際的なイベントが相次ぎました。また、今年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催されます。税関では、テロ対策の観点から水際取締りの強化を行っている聞いています。通関業会としても、税関との連携を強化していただき、水際のチェック強化に努めていただきたいと思います。

昨年の我が国の経済情勢は、米中貿易摩擦の長期

化、日韓関係の悪化や英国のEU離脱問題の混迷化等から、外需は伸び悩み国内製造業が低迷し、中国などアジア向け資本財の輸出が減少に転じました。また、昨年後半には、米国向け自動車等の輸出が大きく減少するなど、輸出は総じて低調でした。しかし、昨年後半、電子部品や資本財の輸出を中心に持ち直しの傾向が見えたので、今年は期待できるのではないかと考えています。また、今年はオリンピックイヤーでもありますので、スポーツイベントとの経済効果も期待しているところです。

一方、当連合会においては、5期10年の長きにわたり会長を務められた鈴木宏様が退任されました。鈴木前会長のご功績等については、改めてご説明するまでもありませんが、前会長の築き上げた連合会の名に恥じぬよう努めて参るとともに、職責の重さを痛感しているところです。

会長を拝命した昨年5月末以降、私は、モンゴル通関業会とのMOU締結、世界税関機構（WCO）

の御厨事務総局長との面談等を行って参りました。とりわけ、御厨事務総局長との意見交換では、国際機関のトップとして10年余の実績を踏まえた含蓄ある、かつ非常に示唆に富んだお話を伺うことができました。今後の活動に生かしていきたいと思っています。また、ベルギーのブラッセルにあるWCO本部では、日本から派遣された約10名の職員が働いており、その方々と懇談する機会がありました。日本人スタッフの士気は高く、多方面で活躍されている姿に感銘を受けました。

昨年10月22日、「即位礼正殿の儀」にご招待を受け、業界代表として参列する栄誉に与りました。これは、鈴木前会長並びに会員皆様方のご功績の賜物であり、紙面を借りて感謝申し上げます。式典の様子は、テレビでもライブで放映されましたのでご覧になった方も多いかと思います。当日は朝から寒く、また激しい雨が降っていたのですが、天皇・皇后さまが高御座・御帳台に姿を見せる直前に雨が上がり、日が差す場面には、神秘ささえも感じた次第です。

年の初めに当たり、連合会の重点事項について二点ほど述べたいと思います。

第一は、通関関係業務の一層の電子化・デジタル化への取組みです。

皆さんご存じのとおり、昨年12月1日に貿易関連書類電子保管業務がスタートいたしました。当該業務は、NACCSセンター様の新規業務ではありますが、連合会としても利用促進の面で協力していくこととしております。ご支援をよろしく願いいたします。

また、連合会では、昨年から通関業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進並びに働き方改革の支援事業として、「JCBAクラウド」の開発を行ってきています。同システムは、通関士や通関業務従事者が日常業務として行っている品目分類・税番決定の際の実行関税率表や参考図書を電子化し、クラウド上で税番決定作業や過去の実績検索、あるいは申告

等の進行管理などがデジタル的に出来るというものです。また、カスタマイズも可能ですので、社内システムと連携して各種情報の共有化や在宅勤務のツールとして活用も可能と考えています。近日中に、事業開始を予定しておりますので、多くの会員にご利用いただければと思います。

第二は、FTA/EPAの利用促進に向けた事業の強化についてです。

ご案内のとおり、一昨年12月にTPP11、昨年2月に日EU・EPAが発効し、本年1月1日には日米貿易協定が発効となりました。当該マルチ協定の発効により、我が国のFTAカバー率は貿易総額の約52%となり、経済への波及効果が期待されているところです。一方で、EPA特惠の利用状況は、余り進んでいないと言われております。特定国によっては関連する協定が多く、協定毎に原産地規則が異なるなど、複雑な構成となっていることも要因の一つと思われまます。連合会では、日本関税協会、日本貿易関係手続簡易化協会（JASTPRO）及び駐日欧州委員会代表部との共催により、「日EU・EPA発効1周年記念セミナー」を、来る2月に、東京と大阪にて開催する予定にしております。セミナー開催に先立ち、昨年11月には欧州委員会Jean-Michel GRAVE担当課長と面会し、セミナーへの講師派遣を直接お願いして参りました。このようなセミナー等の開催を通じて、通関業務のレベルアップ、EPA特惠の利用拡大を支援して参りたいと思っています。

以上、連合会の重点事項を申し述べましたが、「通関業・通関士の社会的地位・認知度向上」や「通関業会における女性活躍推進」についても、積極的に取り組んで参る所存でありますので、会員の皆様方には、引き続き、ご理解とご支援をよろしく願いいたします。

最後に、本年が皆様にとりまして、輝かしい年となりますことを心からお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶といたします。

新年のご挨拶



関税局長
中江 元哉

令和2年の年頭にあたり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

一般社団法人日本通関業連合会及び会員の皆様方には、旧年中は関税政策・税関行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年が皆様にとりましてより良い一年となりますよう、心からお祈りいたします。

新年のご挨拶にあたり、財務省関税局及び税関の主な取組みについて申し上げます。

昨年は、G20大阪サミットやラグビーワールドカップ日本大会といった国際的なイベントが開催されました。また、即位礼正殿の儀という歴史的な節目も迎えたところです。事業者の皆様のご協力もあり、無事終えることができました。改めて、御礼申し上げます。

これらに対応するため、昨年1月には、テロ防止等の観点を追加し、内容を拡充した「密輸防止に関する覚書」について、貴連合会を含め貿易関係業界等と再締結したことをはじめ、昨年は、テロ対策に関し、関係者の皆様との連携強化を図ることができました。

本年も、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が控えており、財務省関税局及び税関では、円滑かつ迅速な通関とともにテロ関連物資等の水際取締りに、より一層高い意識をもって取り組んでまいります。貴連合会及び会員の皆様方におかれましても、引き続き、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

また昨年は、一昨年に続き日本列島各地において自然災害の大きな被害がありました。こうした自然災害への備えとして、今後、BCPの重要性はますます高まっていくと考えられます。

平成29年に導入した申告官署の自由化は、災害時の業務継続にも資するものであったと評価をいただいているところであり、このような観点からも引き続き積極的に活用について、ご検討していただければと考えています。

申告官署の自由化は、制度導入後2年が経過しました。これまでのところ、皆様のご協力により大きな問題もなく、円滑に運用されております。財務省関税局・税関におきましては、制度の利用状況等を注視しつつ、事業者の皆様にとって使い勝手の良い制度となるよう、引き続き、業務運営の改善策について、検討してまいります。

一方、国際的な動きとしましては、一昨年のTPP11に続き、昨年2月には日EU・EPAといったいわゆるメガEPAが発効しました。また、本年1月1日には日米貿易協定が発効しております。

さらに、RCEP交渉についても、昨年大きな進展を得ることができ、関税の引き下げに加え、新しい時代の経済ルールも含めた野心的な協定の早期妥結に向けて努力を続けているところです。

このような状況から、輸出入に関するルールは一

層複雑となっております。

貴連合会におかれましては、日EU・EPAの利用拡大及び日EU間の貿易円滑化を図るため、本年2月、駐日欧州連合代表部等との共催において、日EU・EPA発効1周年記念セミナーを開催されるものと承知しております。

財務省関税局及び税関においても、関税制度や税関行政等を所管する立場から、引き続き関係省庁と連携しながら経済連携交渉を進めていくとともに、貴連合会及び会員の皆様方への情報提供を含む支援の強化・充実により、EPA等の利用促進に取り組んでまいります。

財務省関税局及び税関の取組みを推進するにあたっては、貴連合会及び会員の皆様方のご協力が重要となりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴連合会及び会員の皆様の益々のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



岡藤会長とWCO御厨事務総局長との面談

日本通関業連合会岡藤会長は、ベルギーのブリュッセルを訪れ、WCO（世界税関機構）御厨事務総局長と面談しました。

面談は1時間以上に及び、通関業会にとって非常に貴重な示唆に富んだお話をいただきましたので、その概要をお知らせいたします。

岡藤会長とWCO御厨事務総局長との面談内容（概要）

日時

11月12日（火）
10時00分～11時05分

場所

World Customs organization 4F
事務総局長室

（岡藤） 本日は、お忙しい中、貴重なお時間をいただき感謝する。日本通関業連合会としては、様々な取り組みを通じ、特に若い方々の意識向上を図り、通関業という仕事により誇りを持てるようにしていきたいと考えている。通関業という仕事は、お客様とセキュリティに大きく関わる仕事でもあり極めて重要な役割を担っている。通関業・通関士の社会的地位・認知度を向上させるために、対外的にもアピールも強化していきたい。さらに、通関業会における女性の活躍推進、機会均等といった面では、男女の区別なく働ける環境を醸成していくことが重要だ。また、我が国が締結しているEPAが拡大する中、EPAに関するコンサルタントとしての意識・知識の向上といった面も大切であり、通関士の専門性の向上を通じた人材育成に努める必要もある。そのためには研修が大切だと考えており、通関業会のより一層の質的向上に繋げていきたい。国際化については、WCOの動きにも学び、通関業会が今後どのような方向性を持って活動していけば良いのかといった面も含めてヒントをいただき、フィードバックしていきたいと考えている。

（御厨） 税関の仕事は、業務知識はもとより、プロ意識（Customs Professionalism）とインテグリティ（Integrity：高潔・誠実・公正・法令遵守・倫理等の要素を含む資質）も重要である。また、税関の仕事は、ビジネスパートナーや通関業者との協力が不可欠であり、「各国・地域の税関間の協力」、「税関と民間の協力」、「税関と他機関の協力」の全てが重要である。こうした税関業務の特殊性を背景としてWCOは「グローバルスタンダードの策定」、「税関協力の推進」、「キャパシティ・ビルディングⁱ」（以下「キャパビル」という。）を三本柱として活動している。税関手続きのグローバルスタンダードとして、WCOでは改正京都規約（税関手続きの簡易化及び調和に関する国際規約ⁱⁱ）をとりまとめているが、その中の各スタンダード（国際標準）をいかに実施していくのか、世界中から情報を集めベストプラクティスを各国に提示することも、近年は積極的に取り組んでいる。

最近では、ペーパーレストレードⁱⁱⁱをどのように位置づけるのか、その動きにどう対応するかも大きな課題である。また、途上国では税関の徴税業務の重要性が強調されるが、徴税のみならず貿

貿易円滑化を通じた経済的発展への貢献、またテロ対策や知財を含めた国境取締りにどう対応していくかも重要な課題である。

貿易円滑化を推進するためには、税関とともに通関業者が質を高めていくことも必要である。通関業については、昨年、新しいガイドライン^{iv}を作成しており、「試験の実施」、「研修の実施」、「団体の設立」等がその柱になっている。全体的にはSelf-regulatory（自主規制）の団体に対して税関が協力するという方向性を内容としているが、これは実は日本がモデルとなっている。アジア諸国は日本の方を見る傾向にあるので比較的モデルが作りやすいが、地域によっては全く状況が異なる。

例えば、ラテンアメリカでは通関業者は非常に立場が強く貿易上の権益を独占している。通関業者のボス的な存在が税関長になるといったこともあり、極端な表現をすれば、通関業者が税関を使うというような状況になっているところもある。こうした影響からか、通関業に競争がなく、経済的には貿易上の脆弱さに繋がっている面もあると考えられる。改正京都規約は彼らにとって革新的な内容になるので、ラテンアメリカでは、同規約受諾のため国内法を変えなければならないなどの多くの課題があり困難に直面している。一方、アフリカは対極にあり、通関業者はライセンスを持っておらず誰でも通関業が行えることから、これを改革する方向に進んでいる。ケニアで行った支援においては、通関業連合会の協力をいただいたこともある。アフリカではケニアのモンバサも含め港湾や道路等のハードインフラの問題があるが、それと同時に税関や通関業等のソフトインフラも大きな課題であり双方を改善することが必要である。アフリカ大陸自由貿易圏設立協定^vが本年5月に発効したが、アフリカ連合でも各国境における国際物流に係るソフトインフラの向上は重要事項と位置付けられており、WCOにも協力が求められている。この一環でWCOも毎年開催され

るアフリカ連合関税局長会議に参画、Cross-Border Movement（国境を越えた移動）をどのようにマネジメントし各種改善を行うか等議論している。

マルチラテラルなWTO体制が揺らぐ中、世界各国が地域や二国間の自由貿易協定交渉に向かっており原産地規則が一層複雑となっている。EPAが拡大する中でEPAによる果実を実際に享受するため、この分野におけるコンサルティングは重要である。韓国では税関が通関業会と協力し非常に強力な体制で原産地規則のいわゆるコンサルティング分野を強化していると聞いている。

HSの分野では、2022年の改正を見据え、技術の進展に伴う新たな物品をどう分類するかが課題である。また、例えば、プラスチックごみといった環境保護に関わる物品の輸出管理に資するためそれらを新たにHS上で分類細分して欲しいとか、セキュリティの観点から爆発物の製造に用いられ得る物資の前駆体を新たに分類して欲しいといった要望を受けている。イランやイラクなどは文化財保護や適正な国際管理を目的として新たな分類構築をして欲しいと要望してきている。税関の業務の遂行にあたり、申告上HSは非常に頼りになるツールであり、こうした新たな社会のニーズに、HSでどうやって対応していくか考える必要がある。

研修関係ではe-learningを各国税関研修用に作成してきているが、これを通関業者や研究者等、税関以外にも拡大するため、「WCOアカデミー」というオンライン・プラットフォームを開設しe-learningを提供している^{vi}。通関業会としては、これら既存の研修資料を日本語にして、どう通関業者のレベル向上に活用していくかということが考えられるかもしれない。

また、技術の活用も大きな課題である。WCOではディスラプティブ・テクノロジー（Disruptive Technology：破壊的技術）、AI（Artificial Intelligence：人工知能）、ブロックチェーンと

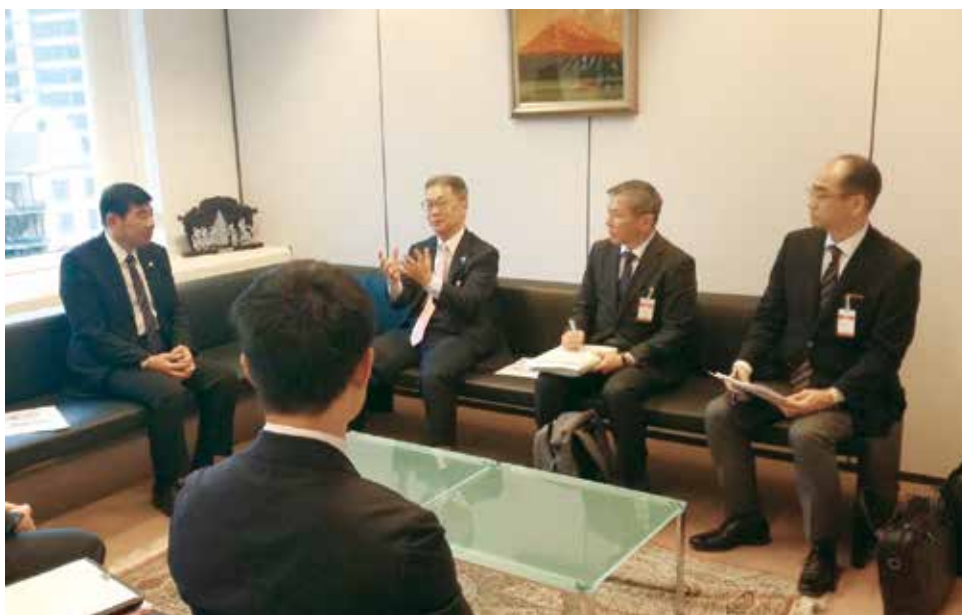
いったテクノロジーをどのように税関業務の向上に活用できるかについても研究・議論を行っている。テクノロジーを使ったデータの活用においてはクオリティデータ（品質が担保されたデータ）を如何にタイムリーに税関が受領可能な仕組みを構築していくかが重要である。また、各国におけるシングルウィンドウの導入に係る支援も重要であり、WCOにおいてはこの分野のコンペンディウム等を作成している。WCOがとりまとめたデータモデルも国際的に効率的な情報交換に資すると考えている。ブロックチェーンに関しては、まずは民間の参加者の中での信頼構築が行われ、さらに如何なる情報を交換できるか議論していくことが必要である。そして民間と税関との間での信頼が構築され、税関がセレクトティブ（選択して）に情報を受領する体制を構築していくことが重要になってくる。民間からするとコストがかかる上に、データ・セキュリティも課題となるので今少し時間が必要かと考えている。他方、まだ実験段階ではあるものの、税関間でブロックチェーンのトライアルを実施するところも出てきている。どのシステムを使うのか、ブロックチェーン同士をどう繋ぐのか、個別の小さなブロックチェーンのいずれがメジャーなものとなっていくのかななどを

見極めていく必要がある。

eコマース（電子商取引）に関しては、Advanced Data（事前情報）を早い段階で税関に提供するよう基準の枠組み（Framework of Standard）で定めている。POST（郵便）やExpress Courier（急送貨物業者）についても情報の活用が重要で、UPU（Universal Postal Union：万国郵便連合）とWCOとの間では、郵便に係る事前電子データの情報交換を推進していくこととなったが、各国の郵便当局にITがなければこれは実現できない。

米国における社会的課題の1つであるオピオイドの乱用問題については、多くの犠牲者も出ており深刻な問題となっているが、オピオイドの多くは中国から郵便を利用して米国に入っているとされている。米国は税よりも社会悪物品対応が中心的課題であり、如何に取締対策上必要なデータを手に入れていくのかといった点に関心が高い。WCOとしては、入手した情報をどう分析するかといったData Analysis（データ分析）にも重点を置いた活動を行っている。

なお、米国と郵便という文脈では、UPUが定める国際郵便の規則上、郵便事業者が郵便物の重さや量に応じ、相手国の事業者を支払う「到着料」（国際郵送料金の各国分配の制度）が、中国を含



む途上国に有利に設定されており、米国事業者が損害を受けているとしてUPUから離脱する意向も示していたが、米国は各国との間で受入れ料金を設定できるという独自ルールを認めさせた上で、何とかUPUに留まることとなった。

途上国は商業犯則、ほ脱に関心が高く、その分野でのキャパビルに関心が高い。また、パフォーマンスの測定も同様だ。リスクパターンの分析に資するオープンデータソースやソフトウェアが数多く生まれている中、データ分析のキャパビルニーズもでてきており、如何にデータをクリーンにして活用可能なものとするか、その後、どう活用していくかといった点は課題である。

(岡藤) キャパビルは、連合会として役立てることができるのではないかと。これまでに、ミャンマーでセミナーを3回実施した。モンゴルでもMOU締結に合わせ、セミナーを実施した。経験と知識を活用してサポートしたい。

(御厨) 基本はプロフェッショナルとして仕事をするということ。TICADにおけるABEイニシアティブ^{vii}はまさに人材育成だ。トレーニング実施の度に専門家を派遣するというのではきりが無い。WCOでは、東アフリカ共同体において、自国でのより安定的な研修能力の構築のため、マスタートレーナープログラムという各国で教官として活躍できる職員を養成する「教官養成プログラム」をJICAと連携して実施してきた。そこで養成された教官達は同プログラムにおいて自らが作成した地域共通の教材を活用し、税関のみならず通関業者も対象とした研修を実施しており効果を上げている。本取組は受益国のみならずJICAからも高く評価され、東部から南部と西部にも同様の取組みを拡げてきた。

東アフリカ共同体の各国は共通の関税法を適用している。こうした法体系の中、通関業について

は、地域法から自主規制に関する国内法への落とし込み作業が現在進められており、通関業者の団体の設立、研修制度の創立、マスタートレーナーの育成といった様々な取り組みのシナジーを図ることを通じて、貿易円滑化が推進されている。東部アフリカで育成された教官は南部や西部にも派遣され活動してきており、このようなアフリカ内で身近な成功体験を共有し拡大することによって、アフリカ全体のキャパビルを推進していきたいと考えており、通関業者にも同様の取組みができれば良いと考えている。例えば、こうした地域に駐在する日系フォワード（通関業者）の日本人の方に、当該地域の通関業者支援のための技術協力に参加してもらい、日本の経験を共有するといったアイデアも考えられる。

モンゴルに対するAEOに関するセミナーの実施などは、非常に良い取組みだと思う。実施の段階での日本の経験が生きると思う。こうした取組みは、途上国の民間事業者を日本へ招聘するようなODA事業において、日本における講師を通関業の皆様をお願いするなど、将来のオプションの後押しになるかもしれない。また、途上国の職員に対するインターンシップ（日本の民間事業者での受入れ）の取組みを拡げることも一案かもしれない。さらに、WCOと財務省が政策研究大学院大学（GRIPS）と青山学院大学と協力して実施している留学生プログラムの講義に参加してもらい、通関業者の資質向上や制度設計に関し意見交換することも日本の通関業者の方にキャパビルで協力頂く選択肢の1つではないかと考える。

(岡藤) 輸出入申告官署の自由化は、通関業会への大きなインパクトとなった。昨年大阪港における台風による甚大な被害の際には早速BCP的側面からの効果もあった。今後は、キャパビルについて官民一体となった取組みを志向していきたい。こうした取組みは通関業会の地位向上にも繋

がると考える。今はターニングポイントであり、通関業会の流れも変わってきている。時代に見

合った取組みを進めていきたい。

- i 集団・組織・社会がある目標を達成するために必要な能力を構築・向上させること。
- ii 各国の税関手続の簡易化・調和を進めることにより、貿易コスト削減、通関手続の予見性向上、ひいては国際貿易の円滑な発展を図ることを目的とした条約であり、1973年に京都でのWCO総会で採択された京都規約が更新、改正され、2006年2月に発効した。2019年5月現在の締約国等は118カ国・地域。
- iii 通関関係書類を電子化して相互に通信することにより、物流全体に係る時間短縮、迅速通関、紙や印刷に係るコスト削減、環境への貢献が期待される。
- iv <http://www.wcoomd.org/-/media/wco/public/global/pdf/topics/facilitation/instruments-and-tools/tools/customs-brokers/customs-brokers-guidelines.pdf?db=web>
- v アフリカ大陸全域にわたる自由貿易圏（African Continental Free Trade Area : AfCFTA）を設定するための協定。物品・サービスの単一市場創設、資本と自然人の移動への貢献等を目標としている。22か国

- が批准書を寄託した後30日で効力を生ずる。
- vi <http://www.wcoomd.org/en/topics/capacity-building/instrument-and-tools/wco-academy.aspx>
- vii 2013年6月、我が国は第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において、安倍総理が5年間で1000人のアフリカの若者に対し、日本の大学や大学院での教育に加え、日本企業でのインターンシップの機会を提供するという、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）」を表明。さらに、2016年に開催された第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）において、ABEイニシアティブを今後3年間継続することを表明。JICAでは、ABEイニシアティブの主要な取り組みとして、「修士課程およびインターンシップ」プログラムを開始。このプログラムでは、アフリカ諸国にて産業開発を担う優秀な若手人材を外国人留学生として日本へ受入れ、本邦大学における、原則として英語による修士課程教育と、企業への見学およびインターンシップ実習を実施中。



東京通関業会三谷副会長 「通関テクニカルセミナー」 において講演

2019年11月12日（火）、バルセロナ港湾局が主催する貿易ミッションの一環として「通関テクニカルセミナー」がスペイン大使館において開催され、ゲストスピーカーとして日本通関業連合会岡藤会長の代理として、東京通関業会三谷副会長が「日本通関業連合会の概要」（講演資料は日本通関業連合会ホームページに掲載予定）と題して講演を行いました。

当該貿易ミッションは、日EU経済連携協定が発効したことを契機として、日本とスペイン・カタルーニャ州の政府機関、企業、貿易関係者等の交流を深めると同時に、双方の貿易促進や連携を図ること等を目的として企画されたもので、スペイン側から駐日スペイン大使、バルセロナ港湾局総裁、カタルーニャ州国土交通省長官、バルセロナ税関業務部長及

びバルセロナ通関士部会会長他が、日本側から国土交通省代表者、東京港湾局長及び東京税関塚田業務部長他が参加し、挨拶並びに講演等が行われました。

当日は、三谷副会長の講演に対して多数の質問が寄せられ、予定時間を40分も超過するなど、スペインから来日した関係者等の我が国通関業会に対する関心の高さを物語るとともに、参加した政府機関関係者、輸出入事業者、港湾関係事業者等との交流を通じ、通関業会のプレゼンス向上に繋がる貴重な機会となりました。

ご講演いただいた三谷副会長（(株)日立物流バンテックフォワーディング）には、この紙面をお借りしてあらためて深く感謝申し上げます。



左から ①バルセロナ税関業務部長 ホセ・カルロス・ラゴステラ氏 ②ATEIA-OLTRA フレイト・フォワーダズ&ロジスティックオペレータ協会会長 エミリオ・サンズ氏 ③東京通関業会 三谷副会長 ④バルセロナ通関士部会会長 アントニオ・ヨベット氏



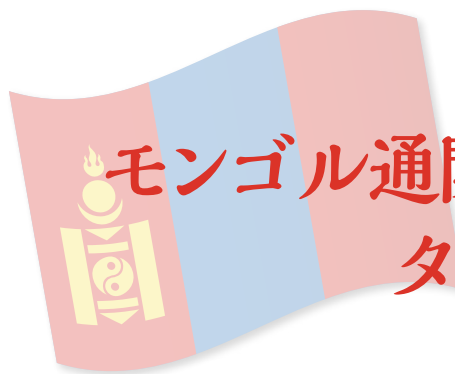
プレゼンテーションを行う三谷副会長（左）



三谷副会長によるプレゼンテーション画面



講演者全員での記念撮影（右から3人目が三谷副会長）



モンゴル通関業会のバトツェツェグ会長及び タツラル事務局長が来日

2019年11月26日から30日までの間、モンゴル通関業会のバトツェツェグ会長及びタツラル事務局長が来日し、多忙なスケジュールの中、日本通関業連合会岡藤会長（株式会社阪急阪神エクスプレス）を表敬訪問するとともに、株式会社阪急阪神エクスプレスにおけるAEO制度への取組状況等について説明を受けた。

とりわけ、我が国におけるAEO制度についての関心が非常に高く、予定の時間を1時間近くも超えて、熱心にかつ鋭い質問をされていたことが印象的であった。

モンゴル通関業会と日本通関業連合会との間では、昨年8月7日、モンゴル国ウランバートル市に

おいて、さらなる連携強化を図ることを目的として「協力枠組みに関する覚書（MOU）」を締結しており、情報交換、教育・研修に関する講師の相互派遣、国際会議での協力等の相互協力を図ることとしている。

今回の来日に当たっては、MOU締結に合わせてモンゴルを訪問した東京通関業会の有志の方々が中心となって受入れをされたが、旧交を温める絶好の機会となると同時に、相互の信頼関係がより一層深まったものと思われる。

ご尽力いただいた東京通関業会の曾根会長をはじめとする同会の皆様とご協力をいただいた株式会社阪急阪神エクスプレスの皆様に対しまして、この紙面をお借りして深く御礼申し上げます。



株式会社阪急阪神エクスプレスにて
講師を務めていただいた経営管理本部品質管理部AEO課三澤主事



株式会社阪急阪神エクスプレスにて
モンゴル通関業会バトツェツェグ会長（中央）、岡藤会長（右から3番目）、タツラル事務局長（右から2番目）



意見交換会において
バトツェツェグ会長とタツラル事務局長はどちらにいらっしゃるかわかりになりますか？

通関士部会・事務局合同会議の開催

(一社)日本通関業連合会は、11月11日(月)午後から12日(火)午前にかけて都内のホテルメルパルク東京に於いて「通関士部会・事務局合同会議」を開催しました。

会議には、日本通関業連合会通関士部会委員及び各通関業会の専務理事、事務局長等34名が参加し、活発な討議が行われました。

11日には、1. 申告官署の自由化に伴う対象範囲の拡大について、2. MSX業務の諸問題について、3. カルネ申告について討議が行われました。また、輸出入・港湾関連情報処理センター(株) 鈴木システム企画部長から「2020年のプログラム要望」について説明をいただきました。

翌日12日には、4. 在宅勤務についての取組状況、5. その他として関税等の立替問題について討議を行い、最後に連合会が取組中の「JCBAクラウド」についてNTTデータから説明がありました。

会議の開催にあたり、岡藤会長が海外出張中のため、今野専務理事の挨拶がありました。

今野専務理事挨拶

各地区通関士部会の皆様には、常日頃から当連合会の事業並びに業務運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

連合会の通関士部会は、通関業務や通関手続きの実務上の調査研究等を行うことを目的として設置されたものです。具体的には、通関業を取り巻く貿易取引の変化や国際物流の進歩に対応して、業務の改善、あるいは制度の見直しなどを検討することとしているものです。

鈴木前連合会会長が常々申し上げておりましたが、通関業務の重要性や困難性に比べ、その社会的な評価並びに地位は低いのではないかと、もっと広く国民に業務の重要性などを説明し、理解してもらうということで、広報活動に強化してきています。しかしながら、通関業務を担当している現場の通関士、一人ひとりが幅広い知識を身につけ、お





お客様から評価され、信頼を獲得すること最も重要であり、1丁目1番地ではないかと考えています。

連合会では、去る10月下旬から、東京地区を皮切りに「通関士専門研修」を実施しています。先週、大阪地区で実施し、今月下旬には門司地区で実施する予定となっています。このような研修を通じて、通関士としての専門性の向上に支援しているところですが、連合会の研修事業について、ご意見等があればどしどし寄せていただき、より良いものにしていきたいと思っておりますので、引き続きご支援をお願いします。

昨年末以降、TPP11や日EU・EPAといったマルチのEPA協定が発効し、さらに日米貿易協定が最終合意に至りました。当該EPA協定の拡大により、貿易の拡大、経済の成長が期待されているところですが、一方で、原産地規則は益々複雑化してきています。このような業務の複雑化、困難化が急速に進んでいる状況の中で、適正な輸出入申告に尽力されている通関士の皆様には、心より敬意を表したいと思います。

一方、EPA特恵の利用はなかなか増えていないといった声も良く聞きますし、報道等でも指摘されています。

連合会では、日本貿易関係手続簡易化協会・JASTPRO及び日本関税協会と連携して、年明けの2月に「日EU・EPA発効1周年記念セミナー」を開催する予定としています。セミナーには、欧州委員会から原産地規則の担当者が来日し講演を行うほか、関税局・税関の専門家にも講演をお願いし、質疑応答の時間もたっぷり準備する予定です。是非多くの皆さんの参加を期待しています。

また、連合会では、通関業者の働き方改革支援事業として、通関業務のデジタル化を検討しているところです。NACCSセンターが開発した貿易関連書類の電子保管に関する説明会の際に、簡単に説明させていただいておりますが、「JCBAクラウド」というものです。このシステムは、通関士や通関業従事者が日常業務として行っている輸出入申告の際の税番決定の作業をデジタル化し、申告業務の進行管理や各種情報をデータベース化し、業務に活用してもらおうというものです。既に、社内システムである程度システム化は進んでいるところも多いかと思いますが、連合会のクラウドと社内システムの連携なども可能ですので、是非前向きにご検討をお願いしたいと思っています。JCBAクラウドについては、明日の最後にNTTデータの担当からご説明する予定にしています。

以上、連合会の営業的な話になってしまいました





が、最後に、各地区通関業会の益々のご発展並びに本日ご出席の皆様のご健勝・ご多幸を祈念して、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議事の概要

【議題1】 申告官署の自由化に伴う対象の拡大について

- (1) 自由化申告の拡大について
- (2) 申告官署と蔵置官署の双方の区切りの廃止について
- (3) 検査の横持先の選択制について
- (4) 手続の不統一について

【議題2】 MSX業務について

- (1) NACCSで特惠コードの入力ミスがあった場合の訂正について
- (2) MSXで提出した原産地証明書の保管期限について
- (3) MSXで提出する書類への社印の押印省略について

【議題3】 カルネ申告について

- (1) 税番の付記を求められることについて

- (2) システム処理をすることによる自由化への対応について

- (3) カルネ担当部門の設置について

【議題4】 在宅勤務に関する取組について

- (1) 通関業法上の営業所の見直しについて
- (2) ガイドラインの作成について
- (3) 在宅勤務の課題と展望について

【議題5】 その他

- (1) 関税消費税の立替問題について
- (2) AEO輸入者、AEO通関業者を介して輸入する者の消費税を課税対象外とすることについて
- (3) 貿易関連情報のデジタル化の推進への参画について



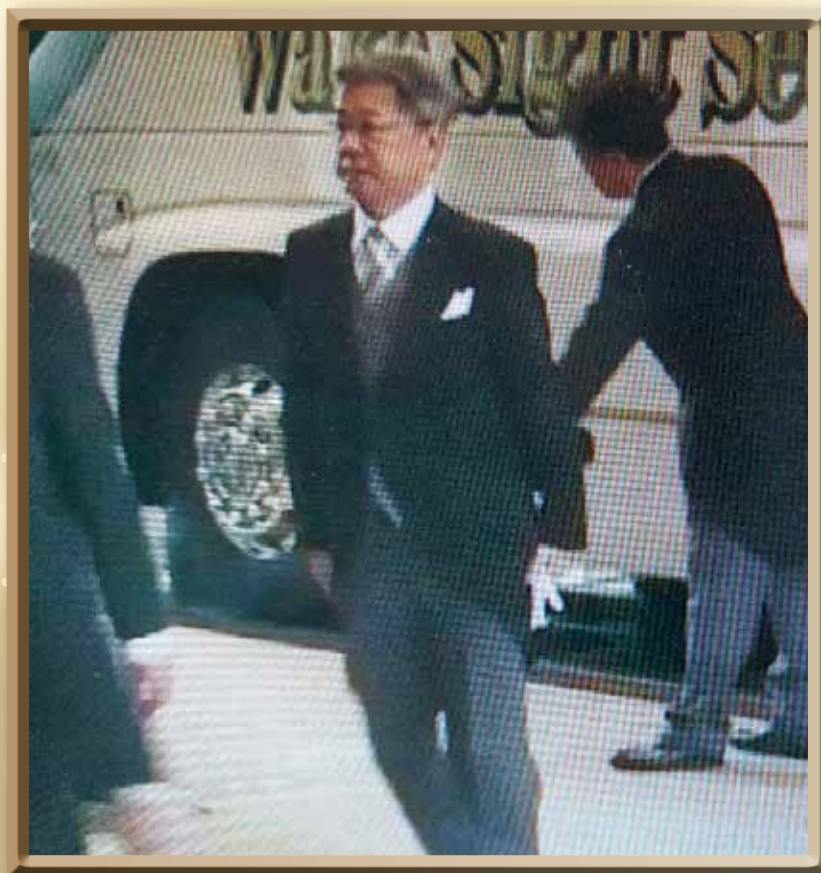
岡藤会長

「即位礼正殿の儀」に参列

岡藤会長は、去る10月22日皇居で執り行われました「即位礼正殿の儀」に通関業会を代表して参列されました。当日は、雨模様の中10時半に財務省集合、11時ころバスにて皇居参入し豊明殿において13時からの「即位礼正殿の儀」に参列されました。

また、10月31日に行われました「饗宴の儀」にもご案内をいただき参列しました

▼皇居参入の際の写真です。



カメラの持込はできないため、YouTube(テレ東NEWS)からの写真です。

密輸撲滅キャンペーン

東京通関業会

東京通関業会では、恒例となった令和元度秋季の「麻薬撲滅キャンペーン」を以下のとおり実施しました。

このキャンペーンは、平成16年3月の全国の通関業会の会長（理事長）会議の決定及び（一社）日本通関業連合会の活動方針を受けて、税関の「銃器及び薬物取締強化期間」に合わせ、毎年2回（春・秋）実施しております。

10月8日の新橋駅前を皮切りに、10月31日まで管内7か所の地区で実施いたしましたが、いずれの地区においても、通勤客及び海外への出国者が多い時間帯に実施したことから、用意したキャンペーングッズも短時間で配布を完了し、社会の密輸防止等に対する意識の高揚に寄与するなど、手応えのある有意義な街頭キャンペーンとなりました。

1. 本関地区

- (1) 日 時 令和元年10月8日（火）
08：15～08：25
- (2) 場 所 JR新橋駅口
- (3) 参 加 者 日本通関業連合会3名、東京通関業会（曾根会長、三谷福会長・通関士部会長ほか通関士部会役員）

6名、東京税関職員5名

合計14名

(4) 実施状況

東京通関業会は、東京税関及び日本通関業連合会と共同で新橋駅日比谷口において、「密輸撲滅キャンペーン」を実施しました。

10月8日は、「通関業の日」でもあり、新たな試みとして新橋駅で通勤客が増える08：15からのキャンペーンを実施しました。

キャンペーン実施場所が狭いため、東京通関業会は曾根好貞会長他5名、東京税関は石田直樹監視部長他4名、日本通関業連合会3名の合計14名での実施となりました。

新橋駅での「密輸撲滅キャンペーン」は、15年ぶりということで、通勤客の反応が心配されたが、わずか10分で400セットすべて配布し終わりました。

なお、キャンペーンの実施状況については、「デイリーカーゴ」、「物流ニッポン」で写真とともに紹介されました。

（カスタム君は、メンテナンス中のため参加見送りとなりました。）





2. 成田地区

- (1) 日 時 令和元年10月16日(水)
08:15~09:05
- (2) 場 所 成田国際空港第2旅客ターミナル
地下1階 改札出口前コンコース
- (3) 参 加 者 東京通関業会成田支部(支部長、
通協幹事、女性連絡会)16名
成田税関支署・成田航空貨物出張
所15名(カスタム君含む)
合計31名

(4) 実施状況

成田地区においては、成田空港第2旅客ターミナル地下1階 空港第2ビル駅改札出口前コンコース

において、成田税関支署及び成田航空貨物出張所と
合同で、キャンペーンを実施しました。税関から神
例成田税関支署長、須藤成田航空貨物出張所長をは
じめ制服職員及び「カスタム君」、成田支部からは
木下支部長、成田通関協議会役員並びに女性連絡会
メンバーが参加し、空港駅を利用する旅行者や通勤
客らにキャンペーングッズと税関提供のリーフレッ
トを配布して、密輸撲滅と情報提供の協力を呼びか
けました。用意したグッズ2,000セットは、50分
ほどで配布終了しました。

当日は、ケーブルTV、新聞社がキャンペーン風
景取材しました。



3. 東航地区

- (1) 日 時 令和元年10月16日(水)
08:00~08:20
- (2) 場 所 JR京葉線二俣新町駅前
- (3) 参 加 者 東航通関協議会役員及び会員:
21名
東京税関東京航空貨物出張所長以
下: 5名 合計26名



(4) 実施状況

東航地区においては、JR京葉線二俣新町駅前において、東京航空貨物出張所から佐藤所長をはじめとする制服職員及びカスタム君、東航通関協議会役員及び会員が参加してキャンペーンを実施しました。キャンペーングッズ400セットを駅の乗降客に手渡しして、密輸撲滅の呼びかけを行いました

4. 本関地区

- (1) 日 時 令和元年10月17日(木)
08:15~08:30
- (2) 場 所 JR品川駅港南口
- (3) 参 加 者 東京通関業会(通関士部会役員、
大井通関協議会、本関通関協議会
会員ほか) 29名、東京税関職員
11名 合計40名

(4) 実施状況

本関地区においては、新橋の他、恒例となっているJR品川駅・港南口において、東京税関の協力のもと、通関士部会役員が中心となってキャンペーンを実施しました。

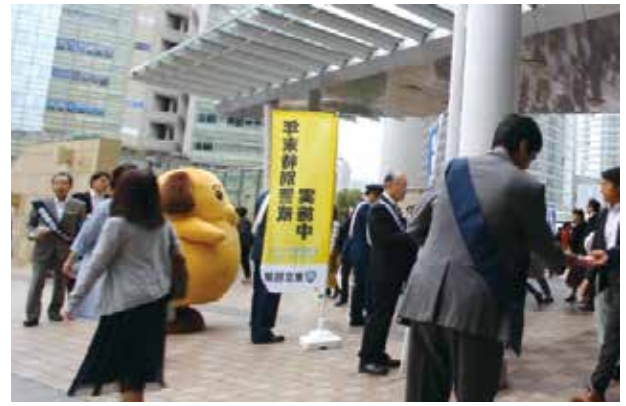
当日は、空模様も心配されましたが、朝から晴れ渡

る快晴にも恵まれ、と東京通関業会曾根会長並びに東京税関監視部布施次長によるキャンペーンスタートの挨拶を受け、腕章とタスキをかけた各参加者がキャンペーン・グッズを携えて街頭活動を行いました。

今回も東京税関の制服職員に加えて人気の高いカスタム君、東京通関業会・通関士支部会等の各役員、大井通関協議会の役員並びに女性連絡会メンバーなど、多数の会員が参加し、通勤客等に密輸撲滅・情報提供への理解と協力を呼び掛けました。

用意したキャンペーン・グッズの2,100セットは、僅か15分で配布が完了するなど、盛大で手応えを感じるキャンペーンとなりました。

なお、キャンペーンの実施状況については、カーゴニュースに写真とともに紹介されました。



5. 前橋地区

- (1) 日 時 令和元年10月23日（水）
08：00～08：30
- (2) 場 所 JR高崎駅西口・東口 ペレストリアンデッキ広場
- (3) 参 加 者 前橋通関協議会役員及び会員・保税会役員及び会員：10名
東京税関前橋出張所長以下：3名
合計13名

(4) 実施状況

前橋地区においては、秋晴れの中群馬県で最多の乗降客であるJR高崎駅〈西口・東口〉ペレストリアンデッキ広場において、前橋通関協議会会員のほか、前橋地区保税会及び東京税関前橋出張所の税関の方々のご協力を頂き、キャンペーンを実施しました。

当日は、参加者全員が腕章と「密輸撲滅キャンペーン」のたすきをかけ、密輸撲滅を市民に呼びかけ、通関業会が用意したキャンペーングッズ400セットと税関が用意したチラシは、30分ほどで配り終わりました。





6. 羽田地区

- (1) 日 時 令和元年10月23日 (水)
08:00~08:20
- (2) 場 所 羽田空港国際線旅客ターミナル
3階
- (3) 参 加 者 東京通関業会羽田支部 (羽田通関
協議会会員) 14名
羽田税関支署職員12名
合計26名

(4) 実施状況

羽田地区においては、国際線旅客ターミナル3階
出発ロビー、東京モノレール改札口、京浜急行3階
連絡口において、羽田通関協議会幹事、東京税関羽
田税関支署職員、カスタム君の応援と協力を頂き、
朝早い時間ではあるものの、密輸撲滅キャンペーン
のメインとなる出発ロビーは早くも旅客でごった返
していました。

用意していた1,000個のキャンペーン・グッズは、
想定時間の半分強 (約40分) で配り終わりました。



7. 新潟地区

- (1) 日 時 令和元年10月31日 (木)
07:50~08:05
- (2) 場 所 JR新潟駅万代口前
- (3) 参 加 者 新潟通関協議会・通関士部会役員、
会員 5名
新潟税関支署幹部職員 7名
合計12名

(4) 実施状況

新潟地区において、恒例となりました「密輸撲滅キャンペーン」です。

JR新潟駅万代口前において、新潟税関支署より岩立支署長をはじめとする制服職員の方々、新潟通関協議会役員並びに通関士部役員ほか多数の会員がキャンペーンに参加しました。



横浜通関業会

1. 横浜地区

- (1) 日 時 令和元年10月16日(水)
08:00~09:00
- (2) 場 所 JR桜木町駅前及びJR関内駅前
- (3) 参 加 者 横浜通関業会会長、通関士部会長・
副会長ほか委員 18名、事務局
3名、監視部次長ほか税関職員
10名 合計35名

(4) 実施状況

横浜通関業会では横浜税関と合同の「密輸撲滅キャンペーン」を令和元年10月16日(水)に、「JR桜木町駅前」と「JR関内駅前」の二ヶ所において実施しました。

今回のキャンペーンには、横浜税関の野中業務部次長はじめ8名の職員の方々にご参加くださいました。業会側からは、辻会長、須之内通関士部会長、徳橋通関士副部会長を筆頭に通関士部会委員の皆様

及び事務局等の総勢15名が参加し、共に駅前広場に立って密輸撲滅を市民の皆さんに呼び掛けました。

当日は、早朝から小雨が降っていたこともあり、空模様を気にしながらの生憎な天候の中、税関の皆さんは制服姿で、会長、部会長はじめ委員の皆さんは背広姿等で駅前広場に立ってのキャンペーンとなりました。桜木町駅では、税関のキャラクター「カスタム君」にも出動していただき、女性や子供連れの家族、中には外国人旅行者と思われるグループが「カスタム君」と一緒に記念撮影するなど人気を集

めました。また、行き交う人の中には、横浜港での麻薬などの密輸摘発報道内容等について質問をされる方もおり、密輸撲滅への理解を深めて頂いたものと思います。

このキャンペーンも次第に市民の皆さんに浸透し、キャンペーングッズを快く受け取って下さる方が増えたように思います。

通関士部会の委員の皆さんはキャンペーングッズの配布も手際よく、約30分で3,000個の配布を終了しました。



キャンペーングッズを手渡す社会長



キャンペーン活動中の士部会委員



活動中の士部会委員長



キャンペーングッズを手渡す士部会委員



横浜・桜木町駅キャンペーンメンバー



横浜・関内駅キャンペーンメンバー

2. 千葉地区

- (1) 日 時 令和元年10月29日(火)
08:00~09:00
- (2) 場 所 千葉駅東口ロータリー広場
- (3) 参 加 者 横浜通関業会千葉分会4名、通関士部会委員3名、事務局1名、千葉税関支署職員4名 合計12名
- (4) 実施状況

当業会では、令和元年10月29日(火)、横浜税関千葉税関支署と合同の千葉地区密輸撲滅キャンペーンを実施しました。

キャンペーンの参加者は、千葉分会から榎本分会長はじめ4名が、千葉税関支署から、制服姿の谷川

総務課長補佐はじめ職員4名が参加してくださいました。横浜からは、通関士部会の佐々木副委員長はじめ3名の委員の方、そして事務局から1名が参加し、総勢12名の皆さんで、キャンペーングッズを配布し、市民の皆さんに密輸撲滅を呼びかけました。

キャンペーン当日は、前日に比べ気温が大きく下がるとともに朝から小雨の降る生憎の天候となりました。

千葉駅東口は、JRとモノレールの乗降客に加えて、ロータリーにはずらりとバス停が並び、長蛇の列ができるほど大勢の人が行き交う状況で、1,000個のキャンペーングッズは、約20分程度で配布終了となり大成功でした。



キャンペーン活動をする榎本千葉分会長と千葉税関支署職員



千葉地区キャンペーンメンバー

神戸通関業会

本年10月における密輸撲滅キャンペーン実施地区及び実施内容は次のとおりです。

1. 新居浜地区

- (1) 日 時 令和元年10月5日(土)
11:00~11:30
- (2) 場 所 イオン新居浜店 入口
- (3) 参 加 者 神戸通関業会2名、関係取締機関9名(税関3名・警察署3名・海上保安部3名) 合計11名
- (4) 実施状況

当日は天候に恵まれ、秋晴れの下でキャンペーン

を実地しました。

キャンペーンの開始前には、遠巻きに怪訝そうな様子を伺っていた買い物客も、実際に近くで「カスタムちゃん」等の親しみやすいマスコットに接すると思わず笑みがこぼれていました。

また、これはどういったキャラクターなのか、どういった趣旨のキャンペーンなのか尋ねられる方も多数いらっしゃり、参加した各取締機関の活動を知っていただけるよい機会になりました。



2. 神戸地区

- (1) 日 時 令和元年10月9日(水)
11:00~11:30
- (2) 場 所 三宮地下オーパ前広場
- (3) 参 加 者 神戸通関業会3名、関係取締機関
等20名(神戸税関8名、兵庫県警
5名、神戸海上保安部3名、兵庫
県薬務課2名、神戸市保健所2名)
合計23名
- (4) 実施状況
神戸市中央区三宮地下街 旧オーパ前で、密輸撲

滅キャンペーンを実施しました。

各機関のマスコットキャラクター4体が参加し、チラシとキャンペーングッズ400個を配布しながら、テロ関連物資、銃砲や不正薬物及び金地金の密輸撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。

当日はプレス3社(NHK、読売、神戸新聞社)からの取材があり、その模様は夕方のNHKニュースで放映されたほか、翌日の読売新聞と神戸新聞にも掲載されました。



3. 今治地区

- (1) 日 時 令和元年10月10日（木）
14：00～15：00
- (2) 場 所 イオンモール今治新都市（今治市
にぎわい広場）
- (3) 参 加 者 今治地区通関士部会（2社）6名、
神戸通関士部会（2社）3名、関
係取締機関等13名（今治税関支
署4名、今治海上保安部4名、今

治警察署5名） 合計22名

- (4) 実施状況
- 税関をはじめ取締関係機関と連携し、リーフレットを配布しながら、テロ関連物資、銃砲や不正薬物及び金地金の密輸防止のための水際取締りへの理解と協力を訴えました。
- 当日は天候にも恵まれ、事前に用意したリーフレット（350セット）を配布することができました。



4. 尾道地区

- (1) 日 時 令和元年10月10日（木）
07：30～08：30
- (2) 場 所 JR三原駅南側
- (3) 参 加 者 尾道地区通関士部会（4社）4名、
取締機関29名（福山税関支署尾
道出張所5名、三原警察署5名、
海上保安部6名、県保健所13名）
合計33名

側において、税関、警察、海上保安部等と協力し、会社員や学生を対象に密輸撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。

当日は天候にも恵まれ、税関のマスコットキャラクターカスタム君や県保健所のぜったい君と一緒に写真を撮るなど盛大なキャンペーンとなりました。

用意した250個の配布グッズは通勤時間帯にもかかわらず足を止めて受け取って頂き、30分程度で無くなりました。

- (4) 実施状況
- 通勤、通学時間帯の乗降客で賑わうJR三原駅南



5. 福山地区

- (1) 日 時 令和元年10月11日(金)
16:00~17:00
- (2) 場 所 JR福山駅構内
- (3) 参 加 者 福山地区通関士部会(11社)15名、
関係取締機関等23名(福山税関
支署8名、福山東警察署4名、福
山海上保安部4名、県保健所7名)
合計38名
- (4) 実施状況
夕方の乗降客で賑わうJR福山駅構内において、



税関、警察、海上保安部と協力し、中高生や買い物客、ビジネスマンに密輸撲滅と情報提供について協力を呼びかけました。

税関のマスコットキャラクター カスタム君や海上保安署のウミマル君と一緒に写真を撮る学生や家族連れが多く、また配布したキャンペーングッズに関心を示す姿も見られ、盛大なキャンペーンとなりました。用意した860個の配布グッズは30分程度で無くなりました。



6. 水島地区

- (1) 日 時 令和元年10月17日(木)
07:30~08:15
- (2) 場 所 JR倉敷駅2F改札口前コンコース
- (3) 参 加 者 水島地区通関士部会(9社)10名、
関係取締機関等18名(水島税関
支署6名、水島海上保安部4名、
水島警察署6名、県保健所2名)
合計28名
- (4) 実施状況
JR倉敷駅2階改札口前で、税関、海上保安部、警察及び保健所と協力し、通勤・通学生を対象にして密輸撲滅キャンペーンを行いました。

当業会が用意したグッズ(ボールペンとメモ帳)と関係取締機関が用意したティッシュ・ビラ・絆創膏を配布しながら密輸の撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。

朝の時間帯は通学生が多く行き来しており、密輸撲滅を訴えると足を止めてキャンペーングッズを受け取ってもらえました。

また、税関と海上保安庁のマスコットキャラクター(カスタム君、うみまる)も参加。キャラクターと記念撮影する方々もおられ、盛大なキャンペーンとなり45分程度で配布が終了しました。

OHK(岡山放送)と倉敷ケーブルテレビの取材もあり、どちらも当日の夕方に放送されました。



7. 坂出地区

- (1) 日時 令和元年10月18日(金)
07:45~08:15
- (2) 場所 JR坂出駅
- (3) 参加者 坂出地区通関士部会5名(4社)、
関係取締機関等15名(坂出税関
支署6名、坂出警察署4名、坂出
海上保安庁3名、保健所2名)
合計20名

(4) 実施状況

早朝、7時45分頃よりJR坂出駅の北側出口と南側出口の広場において、通勤・通学者を対象として密輸撲滅キャンペーンを行いました。

今回は例年に比べて、JR利用客が少なく感じましたが、取締機関のマスコット2体が参加し、用意したキャンペーングッズ250個は短時間でなくなっていました。

また、当日は新聞社1社(読売新聞)が取材に訪れ、翌日の朝刊にキャンペーンの様子が掲載されました。



8. 小松島地区

- (1) 日時 令和元年10月25日(金)
10:30~11:15
- (2) 場所 みはらしの丘 あいさい広場
- (3) 参加者 小松島地区通関士部会(5社)
12名、関係取締機関等24名(小
松島税関支署4名、警察関係者

12名、海上保安部8名)

合計36名

(4) 実施状況

昨年4月にリニューアルされ、地域住民をはじめ、県外からも多くのお客様が利用される「みはらしの丘あいさい広場」において、税関、警察及び海上保安部と協力して密輸撲滅キャンペーンを実施しました。

当日は、小雨の降るあいにくの天気でしたが、小松島特産の「ちりめん」をはじめ、旬の農林水産物を買求める人たちを対象に、準備していた400個

のグッズを1時間足らずで配布し、密輸撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。



9. 松山地区

- (1) 日 時 令和元年10月28日(月)
10:30~11:30
- (2) 場 所 松山空港内ロビー
- (3) 参 加 者 松山地区通関士部会10名(6社)、
関係取締機関等15名(松山税関
支署7名、松山西警察署3名、海
上保安部3名、保健所2名)
合計25名

(4) 実施状況

松山空港内ロビーにおいて、税関、警察、保安部等、と協力し、松山空港発着便を利用する旅行客を対象に当業会が用意した400個のグッズを配布しながら、不正薬物、銃器及びテロ関連物資の取締と情報提供への協力を呼びかけました。

当日は、ご当地キャラクターみきゃん、カスタム君等各取締機関のマスコットキャラクター3体の参加もあって、写真撮影を交えての盛大なキャンペーンとなりました。



10. 高知地区

- (1) 日 時 令和元年10月29日(火)
10:30~11:30
- (2) 場 所 イオンモール高知 センターコート
- (3) 参 加 者 高知地区通関士部会(4社)7名、

関税協会会員3名、取締機関10名(高知税関支署3名、高知県警3名、海上保安部3名、高知県薬務課1名) 合計20名

(4) 実施状況

イオンモール高知において、税関、警察、海上保安部、高知県薬務課の協力で買い物客等を対象に当業会が用意した300個のグッズを配布しながら密輸の撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。

各取締機関のマスコットキャラクター4体の参加

と報道機関の取材もあり、盛大なキャンペーンとなりました。

当日の様子は高知放送（TV局）により夕方のニュースで放送されたほか、高知新聞に掲載されました。



11. 須崎地区

(1) 日 時 令和元年10月29日（火）

15：30～16：00

(2) 場 所 マルナカ須崎店

(3) 参 加 者 高知地区通関士部会9名（5社）、
関税協会会員5名、取締機関13
名（高知税関支署3名、高知県警
6名、海上保安部3名、須崎沿岸
協会1名） 合計27名

(4) 実施状況

須崎地区は昨年に引き続き2回目となった密輸撲滅キャンペーンはマルナカ須崎店において開催されました。税関、警察、海上保安部、須崎沿岸協会の協力で買い物客等を対象に当業会が用意した200個のグッズを配布しながら密輸の撲滅と情報提供への協力を呼びかけました。

各取締機関のマスコットキャラクター4体の参加あって、盛大なキャンペーンとなりました。



本年11月期における密輸撲滅キャンペーン実施地区及び実施内容は次のとおりです。

○ 浜田地区（浜田市）

- (1) 日 時 令和元年11月2日（土）
12：50～13：20
- (2) 場 所 浜田漁港「BB大鍋フェスティバル2019」イベント会場
- (3) 参 加 者 浜田地区通関業者（2社）4名、
関係取締機関（3機関）10名（浜田税関支署3名・浜田警察署4名・浜田海上保安部3名）、浜田警察署沿岸協力会6名、浜田市光保育所15名 合計35名
- (4) 実施状況

日本海で獲れた新鮮な魚介類を味わうことができる毎年恒例となっている御当地の秋の風物詩である



「BB大鍋フェスティバル2019」の開催に合わせ、浜田警察署、沿岸警備協力会主催による「沿岸広報活動」と銘打ったキャンペーンに神戸通関業会の浜田地区メンバーとして参加させていただきました。

本キャンペーンには税関をはじめとする3取締機関の他、浜田地区通関業者、沿岸協力会及び保育所園児等が加わり、大変にぎやかなキャンペーンとなりました。

また、いつもどおり姿を見せた“ゆるキャラ3体”も、この日集まった大勢の子供たちに触られたり一緒に写真を撮られたりと大人気でした。

今回は、近隣の保育所と一緒に参加していただきましたが、小さな園児が一生懸命に来場客へ声かけをしたり、グッズを配布する姿は大変微笑ましいものでした。



大阪通関業会

1. 大阪地区

- (1) 日 時 令和元年10月16日（水）
08：10～08：40
- (2) 場 所 OCATモール地下1階
- (3) 参 加 者 大阪通関業会16名
大阪税関職員10名
大阪府安全なまちづくり推進会議職員3名 合計29名

(4) 実施状況

10月16日（水）、早朝より大阪市内難波OCATにおいて、2カ所に分かれてキャンペーンを実施しました。

キャンペーンには、通関業会からは米澤理事長、通関士部会の長崎副部会長以下13名の役員と事務局2名、大阪税関からは朝長業務部次長以下10名の職員及び大阪府安全なまちづくり推進会議職員3名の合計29名が参加しました。

「密輸撲滅キャンペーン」、「密輸を撲滅しよう」と書いた幟を掲げ、その周辺では通関士部会の役員達が、大阪通関業会のトレードマークともいえる黄色のジャンパーと「密輸撲滅キャンペーン」等をプリントしたタスキに身を包み、大阪税関職員とともに、JR、地下鉄等の乗降客等に対して、キャンペー

ングッズである「メモ帳、ボールペン、密輸に関する税関リーフレット等」をセットにした小袋を1,500個配布し、薬物、テロ等の撲滅の啓蒙と情報提供の協力依頼を行いました。

なお、キャンペーン実施状況については、カーゴニュースで紹介されました。



—キャンペーン風景—



—米澤理事長—



—参加者全員で—

2. 関西空港地区

- (1) 日 時 令和元年10月11日（金）
08：30～09：10
- (2) 場 所 JR及び南海電鉄「関西空港駅」
改札周辺
- (3) 参 加 者 大阪通関業会 6名
大阪税関関西空港税関支署 9名
大阪府警関西空港警察署 10名
海上保安庁関西空港海上保安航空
基地 4名
大阪入国管理局関西空港支局 7名
合計36名
各機関マスコットキャラクター 5
体（カスタム君、フーくん、ケイ

ちゃん、えんトラくん）

(4) 実施状況

大阪通関業会通関士部会役員と各機関職員との合同による「密輸撲滅キャンペーン」をJRと南海電鉄の関西空港駅改札口付近で早朝より実施しました。

キャンペーンには、通関業会からは通関士部会の小山部会長以下4名の役員と事務局2名、大阪税関からは関西空港税関支署の羽田支署長以下9名が関西空港駅に集まり、鉄道を利用する乗降客、空港従業員及び旅客等に対して、（一社）日本通関業連合会が作成した「密輸撲滅キャンペーングッズ」（ボールペンとメモ帳）と大阪税関作成のチラシと一緒に手渡ししながら、不正薬物などの密輸阻止並びにこれらに係る情報提供を呼びかけました。



—大阪通関業会—



—羽田支署長—



—参加者全員で—

3. 北陸地区

(1) 日 時 令和元年10月29日(火)

08:00~08:15

(2) 場 所 富山駅 北陸新幹線改札付近

(3) 参 加 者 大阪通関業会12名
 大阪税関伏木税関支署管内8名
 富山県警察本部5名
 伏木海上保安部5名
 名古屋出入国在留管理局富山出張所4名 合計34名
 各機関マスコットキャラクター4体

(4) 実施状況

10月29日午前8時から、大阪通関業会通関士部会役員と伏木税関支署管内職員との合同による「密

輸撲滅キャンペーン」を富山駅北陸新幹線改札付近において実施しました。キャンペーンには、通関業会からは富山地区通関士6名、通関士部会の小山部会長以下5名の役員と事務局1名、大阪税関からは伏木税関支署の河田支署長をはじめ8名の職員が富山駅に集まり、同駅を利用する乗降客に対して、税関のリーフレットや(一社)日本通関業連合会が作成した「密輸撲滅キャンペーングッズ」(ボールペンとメモ帳セット)を手渡ししながら、精力的に不正薬物などの密輸阻止並びにこれらに係る情報提供を呼びかけました。なお、キャンペーン実施状況については、NHK富山放送局で放映され、富山新聞、北日本新聞に掲載されました。



—河田支署長—



—参加者全員で—

門司通関業会

門司通関業会は、10月8日から10月11日までの間、大分地区、福岡空港地区及び博多地区において、税関等の取り締まり機関と合同で、密輸撲滅キャンペーンを実施しました。

各地区では税関・県警・海上保安部の職員とともに地区の通関士部会の会員の方々の協力を得て、通関業会のタスキ腕章を着用して、通勤・通学者、入出国旅客、買物客等幅広い層にキャンペーングッズを配りながら、密輸撲滅と情報提供の協力を呼びか

けました。

また、税関等の年末特別警戒に併せて、12月9日に取締機関と合同で、徳山地区、細島地区及び下関地区において、密輸撲滅キャンペーンを実施しました。

実施日・実施場所

- | | |
|-----------|-----------------|
| 10月8日(火) | 大分地区(大分駅北口広場) |
| 10月10日(木) | 福岡空港地区(福岡空港PTB) |
| 10月11日(金) | 博多地区(ベイサイドプレイス) |



大分地区



福岡空港地区





博多地区



長崎通関業会

「薬物及び銃器取締強化期間」キャンペーン

長崎通関業会では、各地区会員のご協力を得て

- 10月28日 三池地区（ゆめタウン大牟田店）
 - 10月29日 八代地区（イオン八代店、ゆめタウン八代店）
 - 10月29日 鹿児島地区（鹿児島中央駅東口広場）
 - 11月 8日 佐世保地区（島瀬公園前アーケード）
- の4地区（八代地区：2カ所）で、税関、警察、海上保安部との合同で密輸撲滅キャンペーンを実施し

ました。会員の皆様が37名、税関等関係取締機関の皆様が74名、合計111名の参加をいただき、買い物客らにキャンペーン・グッズなどを配り、密輸情報の提供等密輸撲滅を呼び掛けました。

各地区でのキャンペーンは、多数の報道機関が取材し新聞に掲載されました。

三池地区をはじめとして各地区でご協力いただいた皆様に、お礼申し上げます。



【三池地区】



【八代地区】



【鹿児島地区】



【佐世保地区】

沖縄通関業会

沖縄通関業会では、恒例の沖縄地区税関との合同“密輸撲滅キャンペーン”を去る10月9日（水）午後3時30分から実施しました。

場所は、沖縄県庁横のパレットくもじ前広場行われました。台風19号の余波で天候の心配もありましたが、当日は朝から晴天、しかし強風の影響でチラシやグッズの配布準備にてこずりました。参加者は、沖縄地区税関次長の近藤昌伸様以下各部門から集まった大勢の制服職員、沖縄通関業会からは小山・新城両副会長以下13名の総勢20名余ですから、周囲に集まった観客に大変なPR効果がありました。開始時間30分前から“NHK”と“地元のテレビ局”

の2局がテレビカメラを持ち込み、開始時の集合写真や配布終了後の次長インタビューに大忙しでした。報道関係者が多かったのも特徴ですが、通りがかりの買い物客には物珍しい光景の様でした

なお、夕方6時からのNHK放送では、近藤業務次長の出陣式“エイエイオー”と共に参加者の元気な姿のアップが画面いっぱい映し出され、次長のインタビューと配布チラシの文字のアップまで写り、完璧にPRが行き届いていました。テレビ局に感謝です。

今度の密輸撲滅キャンペーンも大変な盛り上がりでした。次回もよろしくお願ひします。最後は小山副会長の挨拶で締めました。



第53回通関士試験 合格体験記

(一社)日本通関業連合会・研修事務局

第53回通関士試験に合格された皆様、おめでとうございます。

全国平均合格率は13.7%。当連合会主催の通関士試験・通信添削研修の受講者の合格率は19.6%でした。さらに、受講者のうち最後まで研修課題に取り組んだ受講者の合格率は、全国平均の2倍を超える34%台になります。

そこで通信添削研修を受講された合格者のうち、6名の方々に合格体験記を寄稿していただきました。お忙しい中どのように勉強時間を確保したか、勉強方法やモチベーションの維持方法など、「通関士試験」合格を目指す方々の参考にさせていただきたい体験記です。



(株)二葉
菊池 優美子 様

「今年こそは合格したい!」という強い想いで勉強を始め、無事に合格することができ、ほんとうに嬉しく思っています。

年明けごろから、市販の参考書・問題集には目を通しておりましたが、やはり1人だけの勉強では知識の定着やモチベーション維持に限界があると感じていたところに、社内で当講座受講の案内があり、申込を致しました。

講座では、月1度のスクーリングで知識の再確認を行い、その場で講師の方に質問もできるので、不明点や間違いやすい点について整理することもできました。スクーリングは、会社の同僚と一緒に受けておりましたので、お互いわからないところを確認

し合うこともでき、精神的にも心強かったです。

質問は、メールやファックスでも可能だったので、何度も活用させていただきました。

テキストは基本的な知識の他、基本通達に書かれている事項も網羅されておりますので、基本的な知識と関連付けて覚えることができました。

また、過去問題集は、ポケットサイズで持ち運びも可能だったので、移動中などちょっとした時間に知識の確認・定着が図れたのでよかったです。私の場合は、間違えた問題と正解した問題に分け、ページの端にマーカーで色を塗ったりする等の工夫をしていました。間違えた問題は、さらに「解説や条文を読んですぐわかるか/わからないか」で分け、解説・条文を読んでもわからないものに関しては、スクーリングや、メールでの質問で疑問点を解消していきました。

実務問題に関しては、市販の問題集も活用しながら、とにかく数をこなす問題に慣れることを心掛けていました。添削問題2回と中間チェック講座・直

前対策模試があり、本番と同じ流れ・時間配分で問題を解くことができました。そのおかげもあってか、本番ではあまり緊張せず、試験に臨むことができました。

沢山問題を解く機会があったことにより試験問題のパターンや時間配分に慣れたこと、わからない点は講師の方にすぐ質問できたこと、会社単位での受講でしたので同じ会社の先輩や後輩と一緒に勉強を頑張れたことが合格に繋がったと感じております。

最後になりましたが、この度お世話になった講師の先生方および事務局の皆様、合格の報告をさせて頂くと共に改めてお礼を申し上げます。誠に有難うございました。



西日本鉄道(株)
城戸 拓人 様

今振り返り試験合格に必要なだったと思うことは、もちろん絶対に合格するという強い信念でがむしゃらに勉強することも大切だと思いますが、それよりも試験の特徴を考慮した効率の良い勉強の進め方、また、いかにその勉強を継続できるかが大切だったように思います。

勉強の進め方ですが、会社より日本通関業連合会の通信添削研修を紹介頂き、その研修にそって勉強を進めることにしました。研修の中で主に3つの要素により試験の特徴を考慮した効率の良い勉強が出来たと思います。

1つめは、定期的に提出する課題により早い段階で試験内容を網羅できたことです。始めから時間をかけて深く理解することは理想ですが、限られた時間の中で試験に合格することに焦点を当てれば、早い段階で試験内容を網羅し、その後ポイントを絞って掘り下げることが有効だったと思います。

次に、中間模試、直前模試を受けることにより、緊張感のある雰囲気を経験できたことです。本試験ではやはり緊張してしまいましたが、同じような雰囲気を経験したことがあることで、落ち着いて問題を解くことができました。

最後に、忘れがちなのですが研修で貰える通関士六法により、解答を確認できたことが大きかったです。テキストは、各法律を分かりやすく纏めてくれています。実務的な取扱を規定している基本通達までは網羅されていません。そして本試験はこの基本通達からも問題が頻出しており、勉強前半は一切使用しなかった通関士六法を後半はそれを駆使して問題内容を確認することができました。

また、これらの勉強を継続させるために、まず、適切な高さの机、長時間座っても疲れない椅子を購入しました。勉強を始める前は、硬いダイニングテーブルしかなく勉強していても首や腰が痛くなり長時間勉強を続けることが困難でしたが、体に合った机と椅子を使用することで自宅でも継続して勉強できるようになりました。そして、勉強する内容については、仕事で疲れて集中力がない平日には、機械的に勉強できる実務の計算問題や申告書問題を集中して解き、暗記や理解が必要な法律の内容は集中できる土日に勉強して、出来る限り勉強しない日がないように継続を心がけました。

今後はどのように資格を活かしていくかを考えていきたいと思っています。日本通関業連合会の先生方、会社の皆様、家族、サポート頂きました全ての方に深く感謝申し上げます。





ヤマトグローバル
ロジスティクスジャパン(株)

中川 綾香 様

就職して初めて通関士という資格を知りました。学生時代は貿易や通関の事など、学んだこともなく大変不安でしたが、勤務先の支店に通関業連合会の通信講座を利用して合格した先輩が在籍していたので、私も通関業連合会の通信講座で勉強しようと思めました。

スクーリング（授業）にも毎回出席し、添削問題にも毎回取り組んだことで、一人で教科書を読んでいるだけでは理解できていない部分をより深く理解することができました。また、スクーリング以外でも過去問や教科書の表現で理解しにくいところはメールで講師の方に質問することで都度疑問点を解消することができました。自学習の面では、座って長時間勉強時間を確保できる土、日は通関実務の教科書や過去問、通関士の指針、ゼロからの申告書を活用してより多くの計算問題を繰り返し解き、問題を覚えてしまうまでやりました。また、添削問題や、通関業連合会で実施している模試も繰り返し時間を空けて解くことで確実に問題の解き方、時間配分を身につけることができました。

通勤時、帰宅時、お昼休み等の隙間時間には、小さいノートに教科書の要点を書き写したものを読んで勉強しました。通関業法、品目分類、輸出入貿易管理令、経済連携協定などの暗記事項はこういった隙間時間に覚えるよう心がけました。順番としては通関業法と通関実務を自学習でやりつつ、ノートをまとめ終わった頃に関税法に着手し、あとは過去問で全科目解く、という流れでした。始めに通関実務から始めたので、関税法で覚えることが多く、通関実務を早く終わらせてもっと早く関税法に取り掛かればよかったという反省点もありますが、やはり始

めに基本的な通関業法の暗記と通関実務の計算方法の習得から始めてよかったと思います。関税法から始めていれば、覚えることが多すぎると実感しもっと早い段階で心が折れていたと思います。

通関士試験は出題範囲に対して試験での問題数が少なく、また通関実務の計算問題は部分点などがなく非常に厳しい、と何度も諦めかけた事がありましたが、最後まで諦めず取り組むことで合格することができました。勉強会を開いて下さった会社の上司や、メールで度々質問しても快く丁寧に解説して下さいました。本当に心から感謝申し上げます。



DHLジャパン(株)

玉井 智章 様

今回、私は通関士試験、初受験・合格をする事が出来ました。2019年1月、貨物集配部門から通関部門へ異動となり、通関業務未経験でのスタートでした。

実際に通関業務に携わったことで通関士資格取得への想いは強くなり自己啓発と通関知識向上、キャリアアップの為、5月より通関士の試験勉強を始めました。

勉強する際に気をつけていた事は、自分自身の固定概念に囚われない事、受験経験者や専門家の話を聞いて自分自身の勉強を常に最適化する事を心がけていました。

その取り組みの1つがこの講座でした。特に添削問題、模擬試験問題は厳選された問題ばかりで、新傾向問題など、新たに出題される可能性のある問題

等も出題されており、本年度の通関士試験でも実際に出題された問題も多くあったことから、この講座を受けて本当に良かったと思っています。

受験を終えて振り返ると、通関士試験は関税法等の知識をベースに各問題に当てはめていく解答の仕方が1番有効であると感じました。単に過去問演習を繰り返す事も実力UPに繋がるとは思いますが、新傾向問題（EPA等）の解答に苦しむかと思えます。過去問題集以外に税関のホームページや、EPA関連の記事、詳細を確認しておく事も大事だと思います。

また、日頃業務を終えた後、勉強をする事が辛いと思う時が多くありましたが、平日の勉強時間が非常に重要だと私は感じました。週末のみの勉強では学んだ内容を忘れてしまいがちで、平日少ない時間でも勉強時間を作ることが大切であると思いました。

全国通関士模試の結果はE判定（合格率0～29%）で合格は絶望的でしたが、ここで自分の弱点を理解し試験までの約1か月、弱点を重点的に勉強しつつ、知識を付けていく勉強に切り替え、実務問題を中心に演習を行いました。

最後に、官報に自分の名前が載っていた時、合格証を受け取った時の達成感は今まで感じた事のないくらい大きなものでした。この講座を紹介して頂いた上司、通関業連合会の皆様にこの場を借りて、感謝申し上げます。



近鉄・パナソニック
トレーディングサービス(株)
森田 愛果 様

今年度、勤務先で通関士資格の取得支援が拡大されたこともあり、今年、通関士試験を受験することに決めました。

4月より関税法、関税定率法の勉強を中心に始め、日本通関業連合会の添削問題にも取り組みました。

関税法等は範囲が広く、覚えるべきことも多いことから、毎日の通勤時間を利用して、少しずつ暗記しました。

6月は、主に「通関実務」の対策に時間を充てました。延滞税の額などを求める計算問題に関しては、過去問を繰り返し解き、満点を目指して勉強しました。輸入申告問題は、苦手意識を払拭するため、過去問を含めて、できるだけ多くの問題を解くようにしました。多くの問題を解く中で、申告価格の求め方も理解できるようになりました。

7月には、日本通関業連合会で開催された中間チェック講座（模擬試験）を受けました。模擬試験の輸出申告の問題は、過去問よりも難しく、ほとんど正答できませんでした。その結果を受け、分かったつもりになっていた輸出申告の問題も、気を引き締めて本番までに復習することができました。また、「通関実務」は、試験時間に余裕がなかったため、模擬試験の段階から、計算問題に20分、選択式に20分、輸出申告に20分、輸入申告に30分、残りの時間に見直しをするという時間の目安と、解く順番を事前に決めて、その通りに解答するようにしました。また、模擬試験の選択問題に関しては、誤っている選択肢は「どの部分が誤っているのか」を解答できるまで、復習を繰り返しました。法令改正もあることから、独学で過去問を解くよりも、最新の情報が反映された問題を繰り返し解く方が効率的だと感じました。

本番の試験直前は緊張しましたが、試験の時間配分にも慣れてきたことから、分からない問題があった際も、思っていたよりも落ち着いて解き進めることができました。

最後になりましたが、サポート頂いた会社の方々、講座でお世話になった日本通関業連合会の講師の方に深く感謝申し上げます。





インターナショナル
エクスプレス(株)

志田 拓郎 様

私は2004年9月に今の会社に入社し、翌年から通関士試験に取り組み始めました。恥ずかしながらこの15年間、不合格続きであった訳ですが、今回の通関士試験にてようやく合格する事ができ、今は喜びよりも安心が先に立っている心境です。

入社当初は生鮮品の輸入業務を担当し、現場作業が多い部署でした。受験する事は必須でしたので、試験勉強をする必要は感じていたのですが、正直十分に時間を割いて勉強を行ったとは、とても言えない状況が何年も続きました。今思えば、入社当初の方が遥かに時間は作りやすく、真剣に取り組めばもっと早く合格する事が出来たのではないかと反省しきりです。もし、当時の私と似たような環境の方がいらっしゃいましたら、悪いことは言いませんので、できるだけ早いうちに合格を目指して真剣に取り組むことを強くお勧め致します。

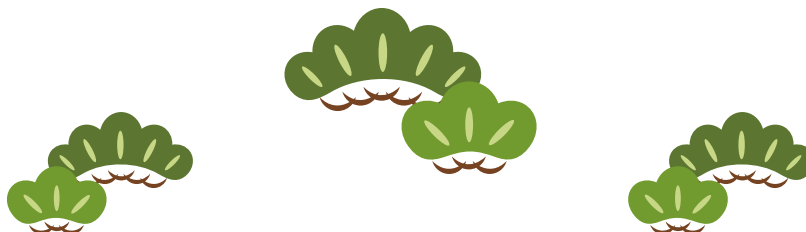
入社5年が過ぎ、通関実務の試験が免除になっても、なかなか合格までは辿り着きませんでした。関税法の試験範囲が広く、独学ではなかなか網羅する事が困難だったと考えます。(5割近くの得点率は、7~8年目頃から到達していたかと思いますが、

そこから先が全く伸びませんでした。) 本年に至り、今回こそは合格と言うプレッシャーが極めて強くなり、自身を追い込む目的もあって通関業連合会の通信添削研修を受講する事に決めました。

正直な話、これだけ真剣に勉強したのは大学受験以来だと思えます。研修自体はテキスト→スクーリング→模擬試験、の流れで繰り返し試験問題に取り組み、理解できている部分、理解不足の部分を確認しながら進める事ができ、非常に効率よく学習を行う事が出来ました。スクーリングについても、テキストの内容を分かりやすく解説して頂けるのが大変有難かったと感じました。

関税法はあと少し追い込みが必要な状況でしたが、受験申し込みの際に確認すると、2科目免除の条件をギリギリ満たしていることが判明し、結局通関業法のみを受験となりました。業法の過去問題や模試を繰り返し説き、今回無事合格する事が出来ました。

最後になりますが、通関業連合会の講師やスタッフの皆様のおかげをもちまして合格できた事、心より御礼を申し上げます。本当に有難うございました。また、これから通関士試験を目指す皆様の合格をお祈りさせていただきます。





誰も知らない(かも知れない) 宮島の古径～私的な散歩道

通称宮島と称される厳島。一年を通じて、国の内外を問わず人気のある観光スポットとなっています。海上に立つ厳島神社の朱の大鳥居、神殿などの歴史的建築物や、標高535mの弥山の美しい自然に加えて、近年はグルメスポットとなっており、カフェ、ベーカリー、店頭で焼き牡蠣を提供する食堂、本格的なワインを揃えたバル、クラフトビール醸造所など様々な飲食を楽しむことができます。これらの店は比較的狭いエリアに集中しているので、時間の無い旅行者でもそれほど歩き回ることが無く訪ねることができます。もっともGWともなると、人気の牡蠣料理店など1時間以上は待つこともあるようです。

さて、今回は有名な「観光スポット」ではないけれども、まだ知らない人も多いかも知れない、それでいて宮島の魅力を十分に感じることができる静かな散歩道を紹介します。

その散歩道とは「山辺の古径やまのべのこみち」です。栈橋のターミナルを出て右に向かうと左手に小高い山があります。要害山という古戦場ですが、「山辺の古径」へはここから行くのが良いでしょう。五十段ほどの急な階段を登ります。



～山辺の古径入り口～



～要害山へ続く階段～

山沿いの、人がすれ違うのがぎりぎりくらいの細い曲がりくねった道です。民家の屋根を見おろす高さにあるので、歩いていると人々の日常生活に少し触れるような気がして、まるで宮島の住民になったかのようなようです。鹿が一匹、群れから離れてぽつんと佇んでいます。

登った後はまた急な階段を下ります。この山を迂回するトンネルもありますので、宮島町のホームページなどでルートを参照して下さい。

一旦山を下ると民家の間の路地がこの古径へとつながります。緩やかな坂を進むと右手に小さな表示があります。



～鹿が一匹～

この道の距離はそれほど長くないのですが、少し坂の急なところもあるので、途中で祀られているお地蔵様や古いお堂にお参りしながらゆっくりと歩くのが良いでしょう。



～小さなお地蔵様が祀られています～



～黒い屋根瓦の向こうに続く古径～

少し歩き疲れたかと思う頃に、カフェを見つける事ができるでしょう。古民家を改造したところが今

風のそのカフェでは、もちろんコーヒーも良いですけど、アルコールをたしなむのでしたらよく冷えたシャンパンか、広島レモンを使ったモヒート。牡蠣のオイル漬けと合わせると良いでしょう。テラスからの眺望も外すことができません。ガラスの泡の向こうに見える海と山、黒い瓦の屋根……。瀬戸内らしい風景です。そして、下り坂の先に五重塔のシルエットと千畳閣の大きな屋根が見えてきたら、そこが終点です。

五重塔のある丘を「塔の岡」と呼ぶようです。この塔の岡を降りると厳島神社の参拝を終えた人々や弥山からの下山者が行きかう雑踏が待っています。



～左手の白壁がカフェ～

土産物屋も観光施設もない、何気ない道ですが、ここを歩くと意外なほど静かな時間を過ごすことができます。この道が古径と言われるのも、宮島観光公式サイトによりますと、現在の参道がまだ海の底だった頃に厳島神社への参拝者が歩いた道であったからと言うことです。この山辺の古径を歩いて厳島神社に参拝し、過ぎ去った時代に思いをはせるのもまた宮島の過ごし方のひとつなのです。



いいことかかく



通関業界で働く人のためのネットワーク

topics

***祝い 女性通関士サポーター200名を超えました!!**

- ① 令和元年度第2回女性通関士会議（WG）報告
- ② 通関業、通関士における認知度向上に向けた取組み
- ③ 各地区での女性通関士ネットワーク活動の様子
- ④ JCBAクラウド
- ⑤ 日々之好日



*祝い 女性通関士サポーター200名を超えました!!

新規にご登録をいただいた皆様をご紹介します。

「通関士があこがれの職業といわれる日を目指しましょう!!!!」とコメントを寄せいただきました。

今後とも側面的なご支援をよろしくお願ひします。

(敬称略)

お名前	所属	最終役職（関税局・税関関係）
吾 住 亨	沖縄地区税関	税関長
上 川 純 史	関税中央分析所	所長
北 村 直 彦	東京税関	業務部長
桜 庭 哲 也	函館税関	監視部長
坪 井 伯 彦	名古屋税関	調査部長
中 村 三 一	横浜税関	総務部長
福 田 浩 昌	門司税関	税関長
寄 高 真 澄	税関研修所	副所長

① 令和元年度第2回女性通関士会議（WG）報告

早いもので第3期ワーキンググループ活動も終わりに近づいてきました。

これまでの活動は第10回全国女性通関士会議の全体会議の場で最終報告を行う予定です。

12月20日のワーキンググループ活動では最終報告に向けた各グループのまとめなどを中心に話し合いました。当日まで各グループはメールによるグループ活動を行った上で連合会に集合しました。

ワーキンググループの議題

- ・第3期WGの最終報告書作成について
- ・全国女性通関士会議分科会テーマ案について
- ・第6回女性通関士支援セミナーの企画について



会議冒頭は今野専務理事からご挨拶



去る8月、専務理事に選任されました今野です。

自分が女性通関士支援事業に関わりをもったのは、女性通関士支援セミナーにサポーターとして参加したことが初めてで

した。今回、連合会の事務局としてこの事業を総括

事前お知らせ

WGメンバーが企画するセミナーも7回目を迎えます。

日時 2020年2月8日(土) 10時~14時

場所 メルパルク東京

10:00~11:00 第1部 講演会 渡辺啓子連合会理事

11:30~14:00 第2部 女性通関士サポーターとの交流(交渉計画中)

対象 会員企業、関係団体 男女問わず役職問わず先着順

無料 1部と2部の間に軽食提供予定

する立場になり、改めて責任の重さを感じているところです。

さて、WGの活動も第3期となり、これまで行ってきた活動の総括をする時期に来たと承知しています。連合会としても、本事業を次の事業年度でどうするのか、総括し真剣に検討しなければならないと考え、性根を据えて取り組まなければならないと考えています。

WGに参加されている皆さんは、業会におけるパイオニアです。どうか、これからも業界の発展のため、ご協力をお願いします。

今回は大阪通関業会の御協力を得てweb会議が実現しました。ありがとうございました。最後は集合写真を撮って解散となりました。



②通関業、通関士における認知度向上に向けた取り組み

11月29日

一般財団法人 対日貿易投資交流促進協会

今年度も対日貿易投資交流促進協会（ミプロ）から輸入ビジネスセミナー「貨物の輸入通関&日EU EPA基礎講座」という内容での講演依頼をいただきました。事前に連合会がppの資料を作成し、リハーサルを兼ねた打合せを行い、当日を迎えました。終了後行われた受講生へのアンケートでは満足度90%を超えたといううれしい連絡をいただきました。

第1部 「輸入通関の実務と通関業の利用法」について

東京国際貿埠頭(株)

通関部 通関部課長代理

岡本麻理子さん



第2部 「日EU・EPAを利用した通関手続きについて」

清水常務理事



12月2日

一般社団法人 雇用問題研究会から取材を受けました!!!

一般社団法人 雇用問題研究会は、「若年者の職業意識啓発等キャリア教育、職業能力開発や職業訓練によるキャリア形成支援、企業の人材マネジメントにおける効率的な採用・配



置等に資するため各種の業務」を行っています。そして、その一環として「職業研究」誌を発行しています。

今回、連合会は《しごとインタビュー》で通関士の仕事の紹介とやりがいなどについてインタビューを受けました。

インタビューにご協力いただいたのは、阪急阪神エクスプレスの皆さんでした。

冊子は学校等教育機関、企業、職業安定機関等行政関係および経済団体ほか各関連団体の皆様方に無料で送付されホームページにも掲載されます。

インタビュー当日の様子をレポートします。

9:30 河合さん（写真左）志田さん（写真右）による直前の打合せ。



直接インタビューを受けるのはワーキンググループ活動に参加している片岡照美さん。



10:00 インタビュースタート



11:30 終了

阪急阪神執行役員の津田さん（写真右）が雇用問題研究会の鎌田さん（写真左）、後町さん（写真中央）にご挨拶していただきました。

認知度向上に向けた取組みは会員企業の皆様のご協力あってのことです。

お忙しい中ありがとうございました。

③各地区での女性通関士ネットワーク活動の様子



函館通関業会

東北・秋田市に24名の女性通関士が集う!!

11月25日（月）秋田県秋田市「秋田ビューホテル」において第4回函館通関業会通関士部会女性通関士委員会が開かれました。

今回も、予算等の関係から「通関士部会北海道・東北ブロック合同研修会」に合せての開催となりましたが、14時から約1時間半にわたり女性通関士が熱心な討議・議論を行い、引き続き別室で開催された研修会に出席し、税関講師3名による品目分類等の講義を受講しました。

女性通関士委員会は管内から16名、東京、横浜、名古屋、連合会からの参加者を含め、総勢22名による熱のこもった議論がおこなわれました。

18時からの意見交換会には、地元秋田市の女性

通関士2名が会社業務終了後に参加し総勢24名となりました。

会議は今井女性通関士委員長の挨拶から始まり、出席者全員の自己紹介、(株)八戸通運 松倉さんの第3期WGのグループ活動状況報告、(株)栗林商会 苫小牧支社 加藤さんの平成30年度全国女性通関士会議参加報告と進みました。

この後、テーマ討論会を次のテーマで行いました。

1 働き方改革について

業会全体で“働き方改革”に取り組んでいこうとしています。

会社・個人で工夫・実施していること、効果のあったこと等

2 諸問題の解決策について

通関業務上の問題、自己研鑽、介護休暇/育児休暇取得等

最後に全体討論会を行い、議題「これからの函館

女性通関士委員会の活動について」について種々の前向きな意見が多数出されました。

このあと、研修会参加の男性通関士28名、事務局、税関講師とともに和やかな懇親会を行いました。ホテル12階にある秋田市の夜景が一望できる「ジュリアン」での懇親会では、テーマの続きや、職場の現状を話し合い、地域の特性、各店社の違い等を確認していました。

日頃、交流のなかなか取れない女性通関士の皆さんが一堂に会してこのような会議の場で討論ができたことは非常に有意義との感想が出ていました。

なお、この後も多数の方が、市内某所において「きりたんぼ鍋」「ハタハタ焼き」等の郷土料理を堪能していました。

参加者感想

●女性通関士委員会の皆様大変お世話になっております。

今回、初めて委員会に参加出来、とても有意義な時間を過ごすことが出来ました。

参加する前は、とても緊張しましたが、みなさん優しい人ばかりでした!!

(職場では、女性だけの集まりは怖いよと脅されていたので……)

1時間半では時間が足りないなと思いました。

また、次回もこのような機会がありましたら、是非参加させて頂きたいです。

お忙しいなか、このような会議・研修会を企画してくださりありがとうございました。

今後とも宜しくお願い致します。

S運輸 Gさん

●今回は、いろいろとお気遣いいただき本当にありがとうございました。

他地区の通関士の皆さんとのつながりや情報の共有はこのような機会でないとなかなかできないので、本当に有意義でありがたいです。

今後とも、引き続きよろしく申し上げます。

(株)丸山運送 首藤 美紀

●今井女性委員会委員長

お疲れ様です。

秋田にて開催されました第4回函館女性通関士委員会は、無事に終了しました。

業務多忙の中、たくさんの女性通関士及び女性通関業務従事者の方々が出席しました。大変お疲れ様でした。

委員会、研修会、更には意見交換会で、幅広い参加者層の中から、様々な情報を得ることができ、大変貴重な時間となりました。

当委員会は、親睦を第一目的にしています。毎年、所属業会を問わず広く参加を呼びかけています。

遠路はるばるおこし頂いた他業会の皆様、ご参加本当にありがとうございました。またご参加いただければ幸いです。

委員会でのグループ討議については、近日中にまとめまして参加者へフィードバックし、日常の業務や働き方の工夫に役立ててもらえるようにします。

全体会議での“これからの希望する活動について”の意見も集約し、次回の委員会活動に反映していければと思います。

委員会の様子は、連合会ホームページいいこときかくで見ることができます。

是非、ご覧ください。どうぞよろしく申し上げます。

(株)函館国際貿易センター 今井 美樹



参加者を前に開会あいさつをする今井委員長



議事次第に耳を傾ける通関士



熱心に聞き入る通関士たち



第3期WGミーティング報告をする松倉さん



懇談会で挨拶する山本秋田船川税関支署長



グループ討議も熱を帯びる



各地から集合した女性通関士等



研修会にも参加（品目分類・通関非違等）



すっかり打ち解けています。



これから色々な意見交換が……




懇親会の閉会にあたり、会議の意義について述べる
田畑通関士部会幹事



大好評 ケーキビュフェ

④働き方改革支援事業

 JCBAクラウドは、通関業者のDXシフトを加速するクラウドサービスです。

どうぞご関心をお寄せください。お問い合わせは、下記までお願いします。

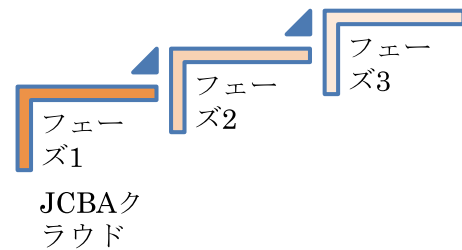
(一社)日本通関業連合会 担当：徳光

TEL 03-3508-2535

E-mail : tokumitsu@tsukangyo.or.jp

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門8階

フェーズをあげるべく開発中です!!!





》(一社)日本通関業連合会は通関業務のデジタル化、ペーパーレス化の促進並びに働き方改革の支援事業に取り組んでいます。

JCBAクラウド

通関業者のDXシフトを加速する 日本通関業連合会のクラウドサービス

通関実績の クラウド管理

文書管理コスト低減
コンプライアンス強化
進捗の一元管理

通関実績の案件管理をクラウド上で一元化。貿易文書管理機能、関係者とのコミュニケーション機能と組み合わせ、手持ち案件を1画面で掌握できるようになります。

HSマスタによる HS設定効率化

社内ノウハウ蓄積
計算書作成効率化

HSコード設定のためのマスタをクラウドで一元管理。属人化しがちな経験・ノウハウを社内の共有財産にしましょう。併せて見え方をカスタマイズできるHSタリフデータも格納！

荷主との クイックEDI

荷主様提供データの
打ち直しによる稼働、
ミス削減

荷主とのデータ連携には荷主・通関業者双方にとってメリットがありますが、導入の負荷も大きい。JCBAクラウドではこれまでの業務を変えることなく簡易にEDIのメリットを享受できます。

通関を効率化させたい荷主企業様にもサービス提供しています。



お問い合わせは、下記までご連絡ください。説明資料を送付、または個別説明会にて詳細お伝えいたします。

⑤ 日々是好日

女性通関士支援事業ワーキンググループ活動は1期を2年としています。今年度は3期目の活動が終了しますが、第1期WG活動後から各地区におけるネットワーク活動が徐々にスタートしました。中でも函館は今回で4回目の女性委員会が開催されました。

今回は函館通関業会柳川専務理事と板谷通関士部会長にお話を伺いました。

Q女性通関士、従業者の組織化へのご苦勞はありましたか？

Aまだまだ男性が中心の業界であることは否定できない。

そのような中でも確実に業会で働く女性は増えていることは実感していたのですぐに検討した。

Q実際どのようなことを検討されましたか？

A女性通関士、従業者がネットワーク活動を求める理由は自分たちの経験からも共感できた。そのためネットワークをどのように作るかをすぐに検討して必要なことを整理していった。結果的に通関士部会の中に【函館女性委員会】を組織化し、年

に一度のブロック研修会と同日開催をすることで【研修】と【女性活躍支援】を実現した。女性委員会の活動は年に一度ではなく女性委員会の委員長（今井美樹さん）に日々の情報発信と合わせた活動となっていることも特徴だ。

Q最後に一言お願いします。

A函館には、我が国最初の貿易港としての誇りと、開拓者精神がある。函館の心意気を全国の方に伝えたいですな（笑）。……



左 板谷通関士部会長 右 柳川専務理事

令和2年度 通関士試験・通信添削研修 受講案内

通関業者及び物流関連企業従事者の皆様へ

国際物流業務における最高峰の国家資格である「通関士」資格を取得するために、(一社)日本通関業連合会は自信を持って本研修の受講をお勧めします。
最後まであきらめず、根気強く頑張る受講生を精一杯サポートします！

研修の特徴

◆必要な科目を選択できる、自由なコース設定とリーズナブルな受講料

研修コース	研修科目	受講料(税込)
1科目 Aコース	「通関業法」	21,400円
1科目 Bコース	「関税法等」	
1科目 Cコース	「通関実務」	
2科目 Aコース	「通関業法」・「関税法等」	31,600円
2科目 Bコース	「通関業法」・「通関実務」	
2科目 Cコース	「関税法等」・「通関実務」	
3科目コース	「通関業法」・「関税法等」・「通関実務」	41,800円

◆経験豊富な講師が作成する分かりやすい教材と、熱心で丁寧な指導 好評の「通関士六法」、「問題・解説集」も教材として配付

- テキスト (受講コースに対応)
①通関業法 ②関税法 ③関税定率法、関税暫定措置法、外為法他 ④通関実務
- 通関士試験問題・解説集 (過去の本試験問題及び解答・解説)
- 通関士六法 (通関業法、関税法、関税定率法、関税暫定措置法、外為法他、通関実務)
- 添削問題・解答解説 (各科目2回)

◆スクーリング、中間チェック講座、直前集中講座は全て **無料**

※開催地はそれぞれ札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の7会場を予定しています。

◇スクーリング 2回（5～6月）

それぞれ2日間（土曜日・日曜日）にわたり、効果的な学習の進め方、各科目テキストの講義・解説と各分野別のポイント等について講師が直接指導いたします。

◇中間チェック講座・模擬試験（7月）

模擬試験を実施した上で弱点を早期に把握し、重点的に取り組むことで実力の補強・更なる向上を図ります。

◇直前集中講座・模擬試験（9月）

通関士試験本番に準じた進め方で模擬試験を実施し、試験結果に基づく要点指導や質疑応答による最後の仕上げを行います。

◆研修期間：令和2年4月15日（水）～9月30日（水）

◇通信添削研修の流れ

4月	上旬	□第1回目教材発送
5月	中旬～	●第1回スクーリング
6月	上旬	□第2回目教材発送
	中旬～	●第2回スクーリング 「第1回添削問題」提出締切
7月	上旬～	●中間チェック講座・模擬試験
8月	上旬	「第2回添削問題」提出締切
9月	上旬～	●直前集中講座・模擬試験
10月	第54回	通関士試験

◆新入社員研修にも適しています

例年、新入社員研修等を兼ねてご受講いただいている企業もあります。

30名以上で一括申込みをいただいた場合には、講師派遣によるスクーリング等が可能です。

詳細につきましては、研修事務局にお問い合わせください。



✉ 申込方法

1. 募集対象

◎通関業者

◎物流関連企業従事者（倉庫・運送会社、商社・貿易会社等）

※「中間チェック講座」及び「直前集中講座」における模擬試験については、研修受講者以外の方も参加できます。

2. 申込期間及び申込先・問い合わせ先

申込期間：令和2年1月14日（火）～4月10日（金）

申込・問い合わせ先：（一社）日本通関業連合会 研修事務局

〒105-0001



東京都港区虎ノ門 2-3-20 虎ノ門 YHK ビル 8 階

・TEL: 03-6206-1086 ・FAX: 03-3508-7796

・E-mail: kensyu@tsukangyo.or.jp

3. 申込の流れ

①別紙の「受講申込書」または当連合会ホームページ「研修のお知らせ」から「受講申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入後、郵送、FAX、Eメールのいずれかにてお申込みください。

②申込み受付後1週間以内に、受講者番号をEメール等でご連絡いたします。

※会社一括にてお申し込みの場合、お手数ですが受講者毎に「受講申込書」をご記入ください。
なお、申込ご担当者にも各受講者番号をお知らせします。

4. 受講料について

令和2年4月1日（水）～4月15日（水）までの間にお手続きください。

（お振込先等詳細は「受講申込書」をご覧ください。）

<請求書について>

請求書をご要望の場合、受講申込書の「受講料」欄の「請求書 要」にチェック後、別紙「受講料請求書宛先通知書」に必要事項を記入し「受講申込書」と併せて送付してください。



(一社)日本通関業連合会 宛

「令和2年度通関士試験・通信添削研修」受講申込書

(郵便、FAXまたはEメールでお申込み下さい。)

希望受講 コース (税込受講料)	いずれか一つの受講コースを選択し、□欄に✓をご記入ください。 「1科目コース」or「2科目コース」を選択の場合は、さらに受講科目を選択してください。			
	<input type="checkbox"/> 1科目コース (受講料 21,400 円)	<input type="checkbox"/> 通関業法 <input type="checkbox"/> 関税法等 <input type="checkbox"/> 通関実務	<input type="checkbox"/> 2科目コース (受講料 31,600 円)	<input type="checkbox"/> 通関業法 <input type="checkbox"/> 関税法等 <input type="checkbox"/> 通関実務
添削解答シートの提出方法	右記いずれか一つの方法を選択し、□欄に✓をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> Eメール添付 ※添削後の解答シートは、いずれも 郵送にて返却します。			
受講者氏名	(フリガナ) _____ (男・女) (才)			
Eメール アドレス	※必ずご記入ください。(Eメールアドレスをお持ちでない方を除く)また、正確にご記入願います。 _____@_____			
テキスト教材 および 添削後シートの 受取先	(〒 _____) 建物名まで正確にご記入ください。会社を受取先とする場合は部署名までご記入ください。 (連絡先電話番号) _____ (FAX) _____			
勤務先会社名	_____ (TEL) _____			
受講料	◆お支払いについて <input type="checkbox"/> 個人本人 <input type="checkbox"/> 勤務先会社			
	◆請求書 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 ※請求書をご要望の場合「受講料請求書宛先通知書」を併せてご送付ください。			
	◆振込期間 ◎個人によるお支払いの場合：4月1日～4月15日 ◎会社によるお支払いの場合：4月1日～4月末日			
	◆振込先 三井住友銀行 日比谷支店 普通預金 8682413 シヤ)ニホンツウカンギョウレンゴウカイ ※振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。 なお、お振込みのご利用明細書(票)をもって領収書とさせていただきます。 ☐個人でお支払いの場合は、「受講者番号(4桁の数字)」を振込人氏名の欄に入力してください。 (「受講者番号」はお申込受付後にEメール等でお知らせいたします。) ☐請求書を受領されている場合は、通信欄に「請求書番号」を入力してください。			
受講申込先	郵送、FAX、Eメールのいずれかでお申込みください。 (一社)日本通関業連合会 研修事務局 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8F TEL：03-6206-1086 FAX：03-3508-7796 Eメール：kensyu@tsukangyo.or.jp			

注1. 教材発送後は、受講申込の解約はできません。予めご了承ください。

注2. 上記の情報は、本研修の実施に関してのみ使用されます。

※注)請求書が必要な場合にのみご記入ください

令和2年 月 日

(一社)日本通関業連合会 宛

令和2年度通関士試験・通信添削研修

受講料請求書 宛先通知書

◆表中の該当する口欄にチェックを記入してください。

請求書宛名	会社へ請求の場合:会社名			
	個人へ請求の場合:個人名			
請求書送付先	住所	〒 _____		
	会社名 および支店名			
	部署			
	氏名	(フリガナ)	TEL: _____	_____
受講申込内容	受講コース ※1	受講者番号 ※2 申込時、記入不要	受講コース別 申込者数(人)	受講コース別 受講料計(円)
	<input type="checkbox"/> 1科目コース (21,400円税込)			
	<input type="checkbox"/> 2科目コース (31,600円税込)			
	<input type="checkbox"/> 3科目コース (41,800円税込)			
			合計人数	合計金額(税込)
請求書受取り時期の希望	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 具体的時期等 (_____)			
受講者受講状況一覧表 (会社一括申込のみ)	※「受講者受講状況一覧表」はお申込ご担当者宛にメール添付にて送付いたします。 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 ※6月下旬: 受講状況第1回目 9月下旬: 受講状況最終版			

※1. 受講コースにおいては、該当する科目の口欄に✓を記入してください。

※2. 受講者番号は当会にて記入します。

※3. 上記の情報は、本研修の実施に関してのみ使用されます。

送付先: (一社)日本通関業連合会

•TEL: 03-6206-1086

•FAX: 03-3508-7796

•E-mail: kensyu@tsukangyo.or.jp



特別掲載（第29回）事後調査と関税評価



（一社）日本通関業連合会 講師 河月義朗



はじめに

昨年、（一社）日本通関業連合会の通関士専門研修の教材として「関税評価と事後調査の要諦」が出版されました。この教材は、2010年から本誌で連載している「事後調査と関税評価」をもとに編集したもので、税関の「事後調査」をより多くの貿易関係者の皆様に正しく理解していただき、事後調査における輸入者や通関士による初歩的な*非違を少しでも減少することにより、限られた税関のマンパワーがより一層重要とされる調査に向けられて「関税等の公平な課税の推進」と「法令に遵守した適正通関の実現」を念頭に作成したもので、一昨年から連合会が開催する通関士専門研修「事後調査と関税評価」として各地で研修を行い、多くの通関士やその顧客である輸入担当者の皆様が参加されています。

さて、今号は、昭和43年から行われている「事後調査」を振り返り、昨年11月に公表された平成30事務年度の調査事績とこれまでの事後調査事績を比較分析して今後の事後調査の方向性や問題点等を考えてみることにいたします。

* 非違：調査した輸入（納税）申告が、関税法、関税定率法等その他の法令の規定に従っていないことをいいます。

1. 事後調査の歴史

税関の三つの大きな役割に、「①適正かつ公平な関税等の徴収、②安全・安心な社会の実現、③貿易の円滑化」があります。

国民の健康と安全安心を脅かす薬物、銃器、テロ関連物品、知的財産侵害物品等の不正輸入を厳しく取り締めることは税関の最も重要な使命であり、水際でこれらの物品の密輸出入を確実に阻止しなければなりません。しかし、税については、輸入許可後に税関職員が輸入者の事業所等を訪問して「事後調査」を重点的に実施することにより「適正かつ公平な関税等の徴収」は実現できます。

この事後調査は、昭和の高度経済成長を背景とした急激な輸入件数の増大等により、昭和41年（1966年）に関税の確定方法が賦課課税方式から申告納税方

式に変更されたことによってその2年後の昭和43年（1968年）から実施され、すでに半世紀以上の歴史があります。

事後調査は、輸入貨物について通関官署にされた当初申告の内容は一応「正しいもの」として税関の審査や検査を必要最低限の範囲にとどめて速やかに輸入を許可し、輸入許可後に税関職員が輸入者の事務所に赴いて売買契約書等の関係書類を確認することにより、申告価格や適用税率等輸入申告の内容が法律の規定に従って行われていたかを調査する税務調査であり、輸入者の指導や申告の是正を促すことを目的に実施されており、近年のNACCS（輸出入港湾関連情報処理システム）による通関の迅速化と輸入取引の複雑化に伴って、法令に順守した適正通関を確保するためその役割は、近年ますます重要なものとなってきています。

2. 事後調査の根拠法令等

関税法第105条第1項第6号には、「輸入された貨物」について、「輸入者、通関業者、輸入の委託者、その他の関係者」に対して、税関職員が「質問」及び「帳簿書類等の検査」をすることができる旨規定しています。

第105条第1項

税関職員は、この法律又は関税定率法その他関税に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

第1号～第5号（省略）

第6号

輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱った通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売（関税定率法第8条第1項に規定する不当廉売をいう。）された貨物の国内における販売を行った者その他の関係者に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

事後調査は、この「税関職員の質問検査権」により実施される任意調査ですが、調査に際し税関職員の質問に答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は税関職員による検査、その他の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者には、関税法第114条の2第16号及び第17号の規定により、1年以下の懲役又

は 50 万円以下の罰金に処することとされており、任意調査といっても罰則を規定する間接的な強制力のある税務調査といえます。

この税関職員の質問検査権は、基本的には関税等の徴収権を有する複数の輸入通関官署に及ぶこととなりますが、複数の税関が同一の輸入者に対して何度も調査を行うことは現実的でなく、また、調査を受ける輸入者側の負担も大きくなることから、実際の運用は調査を行なう税関（調査対象輸入者を管理する税関）の調査職員が他の税関管署において通関された貨物についても併せて調査を行うこととされています。

3. 調査部の所掌事務等

税関の規模において事後調査部門の機構は若干異なりますが、税関の調査部に「特別関税調査官」及び「統括調査官」部門が設置されており、財務省組織規則において以下の業務を行うこととされています。

(1) 調査部の所掌事務

財務省組織規則第 266 条において、調査部は「輸入された貨物に係る関税、内国消費税及び*貨物割の課税標準の調査並びに関税、内国消費税及び貨物割に関する検査に関する事務」をつかさどることとされています。

* 消費税及び地方消費税は、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供などの国内取引と、外国貨物を保税地域から引き取る輸入取引いずれにも課税されます。国内取引に課されるものを「譲渡割」、輸入取引に課されるものを「貨物割」といいます。

(2) 統括調査官等の職務

財務省組織規則第 330 条に「統括調査官の職務」として、「輸入貨物に係る仕入書その他課税価格に関する資料の調査、整理及び保存に関する事務」等が規定されています。また、第 331 条には、「特別関税調査官の職務」として、「特別関税調査官は、命を受けて、統括調査官の職務のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務」を分掌する旨を規定しています。これにより、特別関税調査官は商社等の大規模な組織を有する輸入者や広域かつ複雑な取引形態をとる輸入者及び調査に困難性が伴う輸入者に対する調査を行っており、税関によっては、「特別関税調査官」と「統括調査官」を輸入品目別（業種別）にグループ化して調査対象者に対し柔軟かつ効率的な調査を実施しています。

4. 事後調査非違と修正申告の懲遡

事後調査による非違には次のようなものがあります。

- ・ 貨物代金関係（関税定率法第 4 条第 1 項の現実支払価格に関する非違）

- ・ 運賃関係（関税定率法第4条第1項第1号に関する非違）
- ・ 手数料関係（関税定率法第4条第1項第2号イに関する非違）
- ・ 無償物品、役務関係（関税定率法第4条第1項第3号に関する非違）
- ・ 特許権等の使用料関係（関税定率法第4条第1項第4号に関する非違）
- ・ その他の非違
 - － 携帯品課税もれ（関税定率法第4条の6に関する非違）
 - － 郵便物課税もれ（現実支払価格に関する非違）
 - － 税番適用ミス（特惠税率等の適用や品目分類誤り等による適用税率に関する非違）
 - － 仕入書価格の記載ミスや適用レートの誤り

事後調査で確認されたこのような非違については、輸入者に税関の意見が示され、これに対して輸入者に別の意見や反論がある場合には、輸入者と税関の間で十分な意見交換や協議が行われますが、最終的に、当初申告で納付された税額が法令の規定に従っておらず正しい納税が行われていないと認められたときは、法的には、税関長の「更正処分」により不足税額を徴収することも可能ですが、輸入者の意見を十分に考慮して輸入者から特に異論がない場合は、税関はこの不足税額を一方的に徴収するのではなく、輸入者が自主的に修正申告の手続きをとるように促し（修正申告の慫慂）、後日、不足する税額の内容をまとめた「不足関税額等一覧表」が税関より輸入者に送付されて、輸入者はこの一覧表に基づき通関業者を通じて修正申告を通関官署に対して行うこととなります。

この「修正申告の慫慂」は、行政指導として行われるもので、強制力は伴わないため、これに従うか否かは事後調査を受ける者の自由意思に委ねられており、仮にこれを拒否したとしても、そのために不利益を受けることはありません。これは、「慫慂」を無理に受け入れた場合、慫慂により非違を受諾していながら、これに相反する行為である「不服申立、審査請求、裁判等を受ける国民の権利」が奪われることとなること（※ 禁反言の法理）を救済するものであり、最終的に両者の意見が一致しないときは、税関長による「更正処分」が行われることとなります。

なお、非違に係る納税申告を更正によって処理することを税関が決定した場合は、調査担当部門が「関税更正・決定・賦課決定通知書」を作成し、更正通知書等が納税義務者に送達されることとなります。

※ 「禁反言の法理」とは、自分のとった言動に矛盾する態度をとることは許されないという原則及び考え方。

5. 通関士の事後調査への立会

通関業法第2条（定義）は、「通関業務」として「他人の依頼によってする通関手続に関する税関官署の調査につき、税関官署に対してする主張又は陳述の代行」を規定しています。また、通関業法第15条（更生に関する意見の聴取）には、「通関業者が他人の依頼に応じて税関官署にした納税の申告について、増額更正すべき場合において、関税率表の所属又は課税価格の差違その他関税関係法令の適用上の解釈の相違に起因するものであるときは、税関長は、通関業者に対し、当該相違に対し意見を述べる機会を与えなければならない」旨を規定しています。

これは、税関長による増額の更正が、納税申告者にとって不利益な処分となることから、専門的知識に基づき代理申告した通関業者に対し、「更正に関する意見の聴取」の機会を与えているものです。

通関士の事後調査への立会は、通関士の資質の向上策の一つとして平成11年（1999年）から実施されていますが、実際に通関士が顧客の事後調査に立会い、税関長に意見を述べるといった実態はほとんどみられず、その要因は、数日にわたる事後調査に通関士が時間を割けないことや税関長の更正等については法令の適用や解釈に係る問題点等について、十分に税関で検討された結果によるためと考えられます。しかし、例えば、課税価格の計算の基礎となる輸入取引の確認や売手と買手の認定、代理人の役務に対する手数料の加算の要否、特許権等の使用の対価（ロイヤルティ等）に係る貨物の販売の条件としての支払いであるか否かの認定、特殊関係による取引価格への影響の有無や関税定率法第4条の2から第4条の4の規定を適用する際の具体的な課税価格の算出方法といった問題については税関との協議が必要となる場合もあり、通関士の事後調査への立会は、関税率表の所属区分、課税価格の決定、特惠税率等の適用や法令の解釈等について、必要に応じて輸入者に助言し又は税関に対して意見を述べるのが重要ではないかと考えます。

なお、この通関士の事後調査への立合は、原則として通関士が通関業務に従事する通関業者が代行した納税申告についての立会となりますが、輸入者が要請する場合には、他の通関業者が代行した納税申告についても、輸入者に助言することは差し支えないものと考えられており、通関士にとっては絶好の機会ではないかと思えます。

6. 事後調査環境の整備

(1) 加算税制度の導入

関税評価は、輸入貨物の課税価格を法律の規定に基づいて決定することをいいますが、事後調査で判明する非違や追徴税額が年々増加傾向にあったため、調査によって不適正申告が発見されても事後に納税者が修正申告を行い、本来納付すべきであった税額とこれに係る延滞税を納付するだけの処理では“ばれもと”であり、「適正申告を行っている輸入者との公平性が保たれない」という問題がクローズアップされるようになり、この問題の解決策として加算税制度が平成9年から導入され、また、この加算税制度の導入後も、適正な関税を納付しない悪質な輸入者が後を絶たないという状況が続いたことから、この問題を解決するために、隠ぺい又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対しては、過失等により誤った申告を行った者よりもより重い経済的措置を課す重加算税制度が平成17年に導入されました。

この重加算税の趣旨は、「納付すべき税額の基礎となる事実等について隠ぺい又は仮装があり、過少申告や無申告がその隠ぺい又は仮装に基づいている場合」に「行政機関の行政手続きによって課せられるもの」であり、反社会的な行為（不正行為）に対する制裁として科せられる刑罰とは性質を異にし、無申告の場合は40%、過少申告の場合は35%と通常は無申告加算税や過少申告加算税より重い税が課されることとなります。

なお、過少申告加算税に代えて重加算税が課される「事実を隠ぺい又は仮装に該当する場合」については、関税法基本通達12の4-1に次のように例示があります。

- ① 仕入書など輸入貨物の課税価格を明らかにする書類の破棄又は改ざんがなされた場合（例：輸入取引に係る契約書、往復文書等の原始書類、運賃明細書、保険料明細書等の通関書類のほか、総勘定元帳、損益計算書等の決算関係書類等）。
- ② 特恵税率を適用するため、原産地証明書を偽造した場合、虚偽の申請に基づき原産地証明書の交付を受けた場合。
- ③ 関税割当品目に該当する貨物を他の輸入貨物に紛れ込ませるなど、輸入の許可を受けないで貨物を輸入しようとする場合。
- ④ 事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁を行っているなど、その一連の事実関係から判断して、輸入申告時における隠ぺい又は仮装が確認できる場合。

通常、税関への輸入申告は、通関業者が輸入者の代理人として通関業務を行

いますが、通関士が通関手続において隠ぺい又は偽装を行うということはありませんが、仮に恒常的な輸入申告において、通関士が依頼者である輸入者の輸入取引の実態を十分に把握しており、加算要素となる無償提供物品の存在を認識していながら、貨物の早期引取りや事務繁忙等を理由にして、輸入者から適正申告に必要な書類の取り寄せ等を怠って過少申告を行ったといった場合等、通関業者や輸入者に積極的な隠ぺい又は偽装行為がないとしても、事後調査の結果、重加算税の賦課が検討されるかも知れないということも考えられます。

また、仮に通関士が何らかの隠ぺい又は偽装行為によって過少申告を行った場合において、輸入者に対し隠ぺい又は偽装を認定するかについては、一般に通関士は、隠ぺい又は偽装を行わないことが法律によって担保されていることから「輸入者が通関士の隠ぺい又は偽装行為を予見できていたと認められる場合」に限定されるものと考えられています。

次の表は、過少申告加算税と無申告加算税制度が導入された直後の平成 10 事務年度の事後調査事績（平成 10 年 7 月 1 日～平成 11 年 6 月 30 日）と重加算税制度導入後の平成 20 事務年度事後調査事績（平成 20 年 7 月 1 日～平成 21 年 6 月 30 日）及び直近の平成 30 事務年度（平成 30 年 7 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）の事後調査事績を対比したものです。

平成 10・20・30 事務年度調査事績の対比

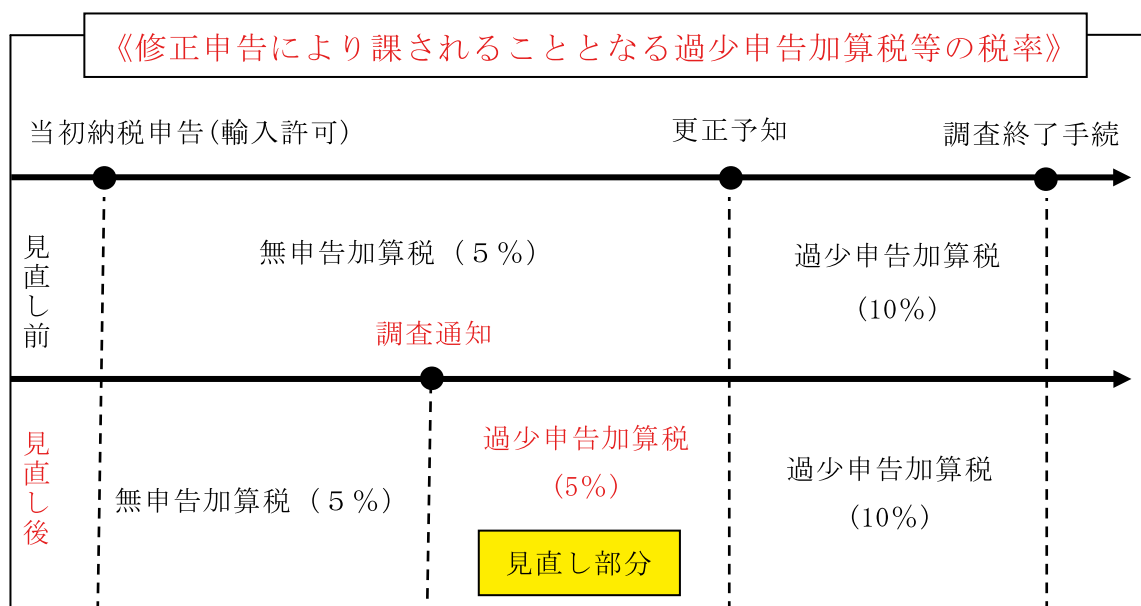
事務年度 項 目		事務年度		
		平成 30 事務年度	平成 20 事務年度	平成 10 事務年度
実地調査輸入者数①		4,079 者	6,080 者	4,528 者
非違判明輸入者数②		3,231 者	4,188 者	2,637 者
非違の割合（②／①）		79.2%	68.8%	58.2%
申告漏れ課税価格		1,549 億 5,745 万円	1,983 億 7,502 万円	831 億 6,742 万円
追徴税額	関 税	12 億 2,257 万円	21 億 1,177 万円	24 億 6,823 万円
	消費税	124 億 6,906 万円	108 億 5,663 万円	42 億 4,563 万円
	合 計	136 億 9,163 万円	129 億 6,841 万円	67 億 1,386 万円

加算税制度導入後の平成 10 事務年度の調査事績では、申告漏れ課税価格は 831 億 6,742 万円、追徴税額は 67 億 1,386 万円（関税 24 億 6,823 万円、消費税 42 億 4,563 万円）、非違率は 58.24% という結果であり、また、重加算税が導入された後の平成 20 事務年度事績では、申告漏れ課税価格は 1,983 億

7,502万円、追徴税額は129億6,841万円（関税21億1,177万円、消費税108億5,663万円）、非違率は68.88%と平成10事務年度に比較して全体的に増加しています。

つまり、加算税や重加算税制度の導入によって、事後調査処理（主に修正申告）における“ばれもと”や善良な輸入者と悪質な輸入者との税の公平を保つという問題については制度上解消されたものの、実際に輸入者の適正な申告納税義務が履行されていない状況にあったことを示しています。

このような状況に対処するため、「加算税制度の見直し」が行われ、平成29年1月1日以降に法定納期限が到来した輸入申告に係る修正申告等について、税関からの調査通知日以後、更正予知前に修正申告等が行われた場合は、5%の過少申告加算税又は10%の無申告加算税が課されることとなり、さらに、無申告加算税と重加算税の加算措置として、意図的に無申告又は隠蔽・仮装を繰り返す悪質な行為を防止し、適正な納税申告の履行を確保する観点から、同一の税目について過去5年以内に無申告加算税及び重加算税を課されたことがある輸入者（納税義務者）に課される無申告加算税及び重加算税については、10%の割合が加算されることとなりました（下図参照）。



見直し前	見直し後
無申告加算税 ⇒ 15%	無申告加算税 ⇒ 15% + 10%
重加算税(過少申告) ⇒ 35%	重加算税(過少申告) ⇒ 35% + 10%
重加算税(無申告) ⇒ 40%	重加算税(無申告) ⇒ 40% + 10%

通常、事後調査の事前通知は通常電話又は文書で行われますが、事後調査日程の打診といった文書の発出前に行われる通知も「事前通知」となり、仮に、当初申告の段階ではロイヤルティの加算額が決定せず、また、価格調整条項付契約取引のように一定期間後に課税価格が決定することにより修正申告を行うような場合であっても、事前通知後の自主的な修正申告には5%の過少申告加算税が適用されることとなります。

そのため、これまで定期的な「内部監査」の実施等で過少申告加算税の適用がされなかった修正申告についても影響を及ぼすこととなり、輸入者による適正な当初申告の実行がより一層強く求められています。

平成30事務年度調査事績の「トピックス」に、

- ① 納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合
- ② インボイス価格以外の別払金の申告漏れ事例
- ③ 特恵税率の適用誤り事例

が紹介されていますが、平成30年7月から令和元年6月までの1年間に、全国の税関が輸入者の関税及び内国消費税の輸入申告に対する事後調査を行った結果として、「申告漏れ課税価格」は1,549億5,745万円、「追徴税額」は136億9,163万円（関税12億2,257万円、消費税124億6,906万円）、「非違率」は79.2%となっています。

関税率の軽減傾向もあって関税の追徴額は減少していますが申告漏れ課税価格は一向に減少せず、それに伴って消費税の追徴が増加しており、今後、消費税率増税の影響による追徴額の増加も懸念されます。

また、事後調査で重加算税が賦課された事例として、次の3事例が公表されています。

事例1：自ら作成した低価インボイスによる輸入申告

輸入者Aは、香港の輸出者から金具を輸入していました。Aは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、正規の価格が記載されたインボイスをもとに自ら正規の価格よりも低い価格でインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は偽装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。その結果、申告漏れ課税価格は7,605万円、追徴税額は826万円（うち重加算税202万円）でした。

事例2：輸出者に作成させた低価インボイスによる輸入申告

輸入者Bは、中国の輸出者から靴を輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀し、輸出者に正規の

価格よりも低い価格でインボイスを作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。その結果、申告漏れ課税価格は2,218万円、追徴税額は486万円（うち重加算税124万円）でした。

事例3：低価であることを知りながら是正せずにした輸入申告

輸入者Cは、中国の輸出者から衣類を輸入していました。Cは、輸入申告前に正規の価格を認識しており、輸出者から送付されたインボイスに記載された価格が正規の価格よりも低いことを知りながら、何ら是正することなく、税を免れる意図をもって、その課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽し、又は仮装して、低い価格が記載されたインボイスに基づき申告していました。その結果、その他の申告漏れも含め、申告漏れ課税価格は5,175万円、追徴税額は876万円（うち重加算税94万円）でした。

これらの事例は、いずれも申告すべき正しい課税価格を認識していながら、その事実を隠蔽又は仮装して、インボイス価格を安価にするという手法であり、一般に二重インボイス事案と呼ばれています。二重インボイスとは、輸入通関のための虚偽インボイスと実際の取引価格を示す決済用インボイスの存在をいい、悪意的には関税ほ脱を目的として作成されるものです。

事後調査の結果、このような非違が判明した場合、修正申告に加えて重加算税が賦課されますが、その手法や目的から関税ほ脱額が高額であり、その行為に対する可罰性が高い場合には、脱税という反社会的な犯罪行為として刑事責任を厳しく追及する告発事案として処理される場合もあります。

(2) 課税処分が行える期間（除斥期間）の延長

関税の課税処分が行える期間を「除斥期間」といい、この除斥期間や関税等の国の徴収権が時効によって消滅する期間（消滅時効）は関税という特殊性から従来、法定納期限等から2年と一般の国税よりも短期間に設定されていました。

しかし、貿易取引の実態や取引価格等の事実解明が長期化することにより、ようやく調査を終えても、除斥期間によって課税処分や関税の徴収が行えず、結果として適正な関税額の徴収に支障を来すという問題が認められたことから、このような状況を回避するため、平成17年（2005年）に除斥期間が2年から3年に延長され、さらに、貿易取引の複雑化等により事後調査による取引実態の事実解明が一層長期化するといった傾向から、さらなる適正課税と税の公平を担う必要性が認められて、平成23年度の所得税法等の一部を改

正する法律の施行に伴い課税処分や関税の徴収及び還付請求ができる除斥期間及び消滅時効の成立期間が 5 年に延長されることとなって、これにより税関の事後調査も 3 年間隔ではなく、5 年の除斥期間の間に調査を行うことでより深度のある調査の実現が可能となりました。

(3) 帳簿等の保存義務

平成 16 年度の関税法の整備において、関税法第 94 条に貨物の輸出入を業とする者に対して、帳簿の備付けと保存義務が規定されました。これにより、輸入者は、輸入貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備付け、帳簿及び関係書類の保存が義務付けられました。

また、この規定に違反（帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者）した場合には、関税法第 115 条の 2 の規定（1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）により処罰されることとなりました。

(4) 基本通達 4-1 の 2 (3) の新設

この通達の規定は、平成 23 年（2011 年）3 月 31 日の関税法基本通達等の一部改正（財関第 411 号）の際に、新たに次のように規定されました。

「輸入貨物の課税価格を計算する場合に、事実を証明するものとして提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについて疑義がある貨物で、輸入者による補足説明及び追加書類の提出によっても当該疑義が解明されないものや補足説明及び追加書類の提出がされなかった場合に、『課税価格への疑義が解明されない貨物』として原則的な方法に基づき輸入貨物の課税価格を計算することができないと税関が判断した場合には、その理由を輸入者に対して説明し、関税定率法第 4 条の 2 以降の規定により輸入貨物の課税価格を計算する。」

この規定は、WTO 関税評価委員会「決定 6.1（平成 7 年（1995 年）採択）」に基づくものであり、その要旨は「税関が、輸入申告の補助資料として提出された仕入書等の書類について、その真実性又は正確性に疑義を有する理由を持つ場合には、『税関の権限』に基づき、輸入者に対し、輸入貨物の現実支払価格や加算要素を示す書類等について、新たな証拠を含む更なる資料や説明を提供するよう求め、更なる説明を受けた後、又は書類の提供がなかったことにより、税関が依然として申告価格の真実性、正確性について合理的疑義を有する場合には、輸入貨物の課税価格は取引価格方式に基づく『原則的な課税価格の決定方法』では決定できない。」というもので、税関は輸入者に十分な回答を行う機会を与えたうえで、このような輸入貨物の課税価格の決定

においては、その理由及び課税価格決定の根拠を輸入者に示すこととするというものです。基本通達4-1の2(3)が新設された直後の平成24事務年度からの事後調査事績に、「豚肉の差額関税」に関する高額非違事案が多く公表されているということは大いに注目されるところです。

7. 平成30事務年度と過去10年間の事後調査事績の分析

昨年11月6日に公表された平成30事務年度(平成30年7月1日から令和元年6月末まで)の事後調査事績と過去10年間の事後調査事績を比較し、最近の事後調査の状況を分析します(平成24事務年度から平成28事務年度までの事後調査は「豚肉(第0203項)」の調査による影響から若干数値が他の年と異なる傾向にあるものと考えられます。)

《立入者数及び非違判明者数(単位:者)》(上:立入者数、下:非違判明者数)

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
6,204	6,031	6,098	4,960	3,614	3,545	4,302	4,325	4,266	4,079
4,356	4,226	4,290	3,402	2,427	2,363	2,977	3,307	3,365	3,231

《非違率(非違判明者数÷調査実施者数 単位:%)》

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
70.2	70.1	70.4	68.6	67.2	66.7	69.2	76.5	78.9	79.2

《不足申告額(単位:億円)》(上:申告漏れ課税価格、下:過大申告分を除く額)

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
1,980	1,933	2,468	1,639	888	1,082	1,521	1,405	1,483	1,549
—	—	—	1,776	902	1,110	1,538	1,455	—	—

《関税追徴額(単位:億円)》

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
36.4	32.3	26.3	205.9	35.7	49.0	42.1	92.9	20.3	12.2

《消費税追徴額（単位：億円）》

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
108.7	103.4	129.4	92.9	48.4	68.9	103.8	112.8	121.2	124.6

《追徴税額（単位：億円）》（追徴税額＝関税追徴税額＋消費税追徴税額）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
145.2	135.7	155.7	298.9	84.2	118.2	145.9	205.7	141.5	136.9

《加算税額（単位：億円）》

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
10.6	8.2	6.4	51.0	5.9	7.4	10.6	22.1	6.0	6.5

《重加算税額（単位：億円）》

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
0.2	1.2	0.4	46.1	1.4	0.1	6.9	17.6	0.7	0.4

(1) 立入者数、非違判明者数、非違率の分析

全国の税関が平成21事務年度（平成21年7月1日から翌年の6月30日）から平成30事務年度（平成30年7月1日から令和元年6月30日まで）までに行った過去10年間の事後調査立入者総数は47,424者（4,742者／年）であり、そのうち非違判明者総数は33,944者（3,394者／年）、非違率は71.5%です。

事後調査の1年間の立入者数は、平成13事務年度に初めて5千者を超え、平成20事務年度（6,080者）に6千者を超えて平成21事務年度が過去最高の「6,204者」に調査が行われました。上記表の平成21事務年度から平成23事務年度までの年間調査立入者数の平均は「6,111者／年」ですが、平成24事務年度以降は「4,155者／年」と約2千者減少し、最近では年間4千者を若干超える程度となっています。この要因は、公務員の働き方改革による勤務時間の影響もありますが、調査対象となる輸入取引の複雑化等に伴う調査の困難性に伴って輸入取引の事実解明により多くの時間を要することが影響しているのではないかと考えられます。また、調査立入者数に対し調査による非違判明者数は、平成15事務年度（3,092者）に初めて3,000者を超え、平成19事務年度（4,099者）に4,000者を超えましたが、平成24事務年度からは3,000者前後に減少しています。

非違率は、平成14事務年度までは、50%台でしたが、平成15事務年度（60.8%）に「60%」を超え、その後、平成21事務年度（70.2%）に「70%」を超えました。平成24事務年度から平成27事務年度までは、豚肉の調査等による影響等から

60%台に減少しましたが、平成30事務年度は「79.2%」と大きく増加しました。この非違率の増加の要因は、NACCS及びその他のIT化の進展とともに、より多くの情報収集・蓄積・分析等の活用範囲が広まったことによるものと考えられ、今後「80%台超え」も目前となって、より一層事後調査の効率化が実現するものと考えられます。

(2) 不足申告額（申告漏れ課税価格）の分析

不足申告額については、昭和43年の事後調査開始から年々増加傾向にあり、平成16事務年度（1,161億円）に初めて1,000億円を突破して当時のトピックスとなりました。その後、平成23事務年度に2,000億円を超えて「2,468億5,063万円」と過去最高額を記録しましたが、平成24事務年度からの「豚肉（第0203項）」の事後調査による影響や立入者数の減少から不足申告額はここ数年減少しています。

次の表は、平成21事務年度から平成30事務年度までの各1年間における非違判明1者当たりの不足申告額（平成24事務年度から平成28事務年度までは、過大申告分を除く額で計算を算出したもの）は、約3,000万円台で推移しています。

《1者当たりの不足申告額（単位：万円）》（不足申告額÷立入者数）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
3,191	3,205	4,047	3,304	2,457	3,052	3,535	3,248	3,476	3,797

平成30事務年度の財務省の公表に「申告漏れ課税価格は3年ぶりに1,500億円超え」とあり、平成24事務年度以降の事後調査では最高額となっていますが、平成21年度から23年度までの年平均不足申告額は「2,127億円」であり、この水準からみれば平成30事務年度の「1,500億円超え」はやや寂しい思いもあります。しかし、立入者数の減少が不足申告額の減少に影響を及ぼしたものと考えられ、1者当たりの不足申告額の推移をみれば平成30事務年度の不足申告額（3,797万円）は平成23事務年度（4,047万円）に次いで多い額となっています。

(3) 追徴額等の分析

追徴額は、平成16事務年度（108億4,394万円）に初めて「100億円」を超え、平成23事務年度（155億7,907万円）は過去最高の150億円を突破し、平成24事務年度には298億9,468万円とさらにこれを大きく超える額となりました。

平成23事務年度までの追徴額の多い品目は、「電気機器」、「機械類」、「光学機器」等でしたが、平成24事務年度はこれらの品目に大差をつけて「肉類」

が1位となり、この年度の調査では、1者の追徴額が135億8,536万円となる事案も確認されています。

関税の追徴額は、平成16事務年度の43億8,412万円を除いて、平成20事務年度までは「20億円台」で推移してきましたが、平成21事務年度に36億4,887万円と過去最高となり、さらに、平成24事務年度は「205億9,533万円」と前年の平成23事務年度（155億7,907万円）を大きく超えて過去最高額となりました。

しかし、この追徴額についても平成21事務年度から平成30事務年度までの各1年間の非違判明1者当たりの不足税額（追徴額）を算出すれば、次のようになります。

《1者当たりの関税追徴額（単位：万円）》（関税追徴額÷立入者数）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
58.6	53.5	43.1	415.1	98.7	138.2	97.8	214.7	47.5	29.9

《1者当たりの消費税追徴額（単位：万円）》（消費税追徴額÷立入者数）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
175.2	171.4	212.2	187.2	133.9	194.3	241.2	260.8	284.1	305.6

《1者当たりの関税及び消費税追徴税額（単位：万円）》（追徴税額÷立入者数）

21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
234.0	225.0	255.3	602.6	232.9	333.4	339.1	475.6	331.6	335.6

1者当たりの「関税の追徴額」を見れば、豚肉の調査が強化された平成24事務年度から平成28事務年度を除けば、50万円前後であり、「消費税の追徴額」は、最近200万円台となっています。平成30事務年度の1者当たりの関税及び消費税追徴税額は、「335.6万円」であり、関税と消費税の追徴額の差は、今後、消費税率増率の影響からさらにその差は開いていくものと思われます。

次に、過去10年間の事後調査で判明した、申告漏れの多い上位5品目の推移について、分析します。

(4) 各年度の申告漏れ上位5品目の推移

先に、平成30事務年度調査事績の「納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合」が「トピックス」として公表されていることを述べましたが、その内容は、品目別納付不足税額の割合については、「電気機器24.6%、

光学機器等15.4%、自動車等10.5%、機械類8.4%、有機化学品6.4%、その他34.7%」であり、申告漏れ等が発生した要因の割合は、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの82.7%、インボイスに誤りがあるもの16.8%、インボイスの提出がないもの（無申告等）0.1%、その他0.4%」となっています。

《申告漏れ上位5品目》

年 度	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
21 事務年度	電気機器	調製食料品	機 械 類	編物衣類	織物衣類
22 事務年度	電気機器	光学機器頭	機 械 類	織物衣類	調製食料品
23 事務年度	光学機器等	医療用品	機 械 類	電気機器	有機化学品
24 事務年度	肉 類	電気機器	機 械 類	医療用品	織物衣類
25 事務年度	肉 類	電気機器	履 物 類	機 械 類	織物衣類
26 事務年度	肉 類	電気機器	機 械 類	医療用品	履 物 類
27 事務年度	電気機器	光学機器等	肉 類	機 械 類	医療用品
28 事務年度	肉 類	電気機器	履 物 類	光学機器等	機 械 類
29 事務年度	電気機器	光学機器等	自動車等	医療用品	機 械 類
30 事務年度	電気機器	光学機器等	自動車等	機 械 類	有機化学品

半世紀以上にわたる事後調査における追徴額の上位品目は「電気機器（85類）」、「機械類（84類）」、「繊維製品（61類及び62類）」等が主な品目であり、これは加工賃をベースとする逆委託加工貿易やライセンス契約、OEM委託生産等の取引形態によって関税定率法第4条第1項各号に掲げられる加算要素や価格調整金の別払い輸入貨物の開発費等の現実支払価格を構成する費用の申告漏れ等がその要因となっています。

しかし、平成24年度以降は、第2類に分類される肉類(0203項の豚肉)が上位を占めており、平成24年度以降の肉類の関税不足納付税額は、平成24年度135億8,771万円（過去最高額）、平成25年度14億3,075万円、平成26年度27億8,682万円、平成27年度17億5,225万円、平成28年度49億9,513万円と平成24年度から平成28年度までの5年間は常に上位にランクされています。平成29事務年度からは肉類は上位になく、TPP11、日・EU、日米貿易協定等によって今後「差額関税」による関税障壁は薄れていくものと考えられますが、現状では低価格帯の部位肉に対する差額関税の事後調査が今後も必要に応じて厳密に行われていくものと考えられます。

注目すべきは、「申告漏れ等が発生した要因の割合」であり、第1位は、「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの（82.7%）」、第2位が「インボイスに誤りがあるもの（16.8%）」である点です。

「インボイスは正しいが申告に誤りがあるもの」は、明らかに加算要素の調整を含む、関税評価に関する部分が正しく評価されていないことを示すものであり、要因としては、輸入者と通関業者との連携不足や輸入者の法令知識の欠如が考えられ、インボイスが正しいにも関わらず不適正申告が行われていることについては今後何らかの改善余地があるのではないのでしょうか。

「インボイスに誤りがあるもの」については、主に仕入書価格が低価となっているものと考えられ、通関士の責任とは別のものと思われませんが、例えば、クレーム処理として取引価格から賠償金等の補填金を控除（相殺）した後の価格で仕入書を作成している場合等、輸入貨物と仕入書価格との適正性について、深度ある審査をすれば「輸入者に確認する」といった基本的な業務手順を踏むことによって解決するものもあり得るのではないかと考えられます。

8. まとめ

平成 30 事務年度の事後調査事績で筆者が注目するのは「79.2%」という高い非違率です。非違率は、「調査を行った輸入者」に対する「申告漏れ等のあった輸入者」の割合であり、この非違率が高いほどより効果的な調査が実施されたことを示すものです。

また、事後調査によるこれまでの主な高額非違事例として、

- ① 低価インボイスによる輸入申告
- ② 輸入者が支払った価格調整金の申告漏れ
- ③ 輸入貨物に係る開発費用の申告漏れ
- ④ 運送関連費用及び手数料の申告漏れ
- ⑤ 輸入者が無償提供した材料費用の申告漏れ
- ⑥ 輸入貨物に係るロイヤルティの申告漏れ
- ⑦ E P A 税率、特惠税率等適用税率の誤り
- ⑧ 冷凍豚肉に係る高価申告

といった非違事例が、毎年公表されていますが、これらの非違の一部については、輸入者の関税評価知識の向上と通関士が価格審査等において「疑問」を有する場合における「輸入者への確認」といった基本的な業務手順をとることによって、より深度ある審査が可能となり、適正申告へのさらなる一歩を踏み出すことができるとはならないのでしょうか。

事後調査が開始されて半世紀以上となり、冒頭の「はじめに」でも述べましたが、限られた税関のマンパワーがより一層重要とされる事後調査に向けられ「関税等の公平な課税の推進」と「法令に遵守した適正通関の実現」に

は、輸入者と通関士のさらなるレベルアップと適正申告に向けた強い意志が
より一層要求されていることをさらに認識していただきたいと願っています。

以 上

各通関業会業務報告

東京

- 10月2日** 通関士部会ホームページ/50年史/研修各委員会
- 3日** 本関通関協議会研修会（成田空港施設見学他）
- 8日** 「通関業の日」関連行事（第一ホテル東京）（通関業セミナー・功労者表彰・祝賀会等）
本部・密輸撲滅キャンペーン（新橋駅）
- 9日** 羽田支部・密輸撲滅キャンペーン（羽田空港）
- 10日** 経済産業省職員によるワシントン条約、安全保障貿易管理及びNACCSサブシステム説明会（成田地区）
- 16日** 経済産業省職員によるワシントン条約、安全保障貿易管理及びNACCSサブシステム説明会（本関地区）
東航分会・密輸撲滅キャンペーン（二股新町駅）
成田支部・密輸撲滅キャンペーン（成田空港）
- 17日** 本関、大井分会・密輸撲滅キャンペーン（品川駅）
- 23日** 前橋分会・密輸撲滅キャンペーン（高崎駅）
- 24日、25日** 連合会全国会長・理事長会議（金沢開催）（会長）
- 25日、26日** 成田支部他港研修（関西空港他）
- 31日** 新潟支部・密輸撲滅キャンペーン（新潟駅）
- 11月5日** 通関士部会ホームページ委員会

- 6日** 通関士部会女性分科会講演会
（講師：米国弁護士マイケルロール氏）
- 11日、12日** 連合会通関士部会・事務局合同会議
（メルパルク東京）
- 11日～14日** 通関業務従業者研修（成田地区）
- 12日** スペインバルセロナ港湾局主催「通関テクニカルセミナー」
講師：三谷副会長
「日本通関業連合会の概要」
- 18日～21日** 通関業務従業者研修（本関地区）
- 28日** 税関記念日式典

横浜

- 10月2日** 通関士部会三役会
- 3日** 本関地区通関協議会
- 7日～11日** 第98回通関従業者業務研修会
- 10日** 大黒地区通関協議会
- 11日** 横浜通関業会研修委員会
- 16日** 横浜地区密輸撲滅キャンペーン
- // 千葉地区通関協議会
- // 本牧地区通関協議会
- 17日** 川崎地区通関協議会
- // 宮城地区通関協議会
- // 宇都宮地区通関協議会
- 21日** 第98回通関従業者業務研修会の成績優秀者昼食懇談会
- 23日** 通関士部会三役会
- 24日** 航空貨物分会会員協議会
- 24日～25日** 日本通関業会全国会長・理事長会議
- 28日** 横須賀地区通関協議会
- 29日** 千葉地区密輸撲滅キャンペーン

30日 通関士部会三役会
11月6日 通関士部会委員会
 // 輸出入通関手続等検討会
8日 横浜通関業会役員研修会
11日~12日 通関士部会・事務局合同会議
20日 本関地区通関協議会
 // 通関士部会と関税局業務課との意見交換会
21日 宮城地区通関協議会
22日 通関士部会委員会
 // 通関士部会報告会及び懇談会
26日 宇都宮地区通関協議会
27日 本牧地区通関協議会
 // 千葉地区通関協議会
28日 大黒地区通関協議会
 // 川崎地区通関協議会
 // 航空貨物分会会員協議会
 // 税関記念日税関業績者表彰式・横浜通関業会表彰式
29日 通関士部会委員会

16日 境地区通関士との意見交換会(境港市)
17日 坂出地区通関士との意見交換会(坂出市)
 // 密輸撲滅キャンペーン(倉敷市)
18日 姫路地区通関士との意見交換会(姫路市)
 // 密輸撲滅キャンペーン(坂出市)
23日 通関士部会 女性通関士会役員会(神戸通関業会研修室)
24日 水島地区通関士との意見交換会(倉敷市)
24日~25日 連合会全国会長・理事長会議(金沢市)
25日 福山地区通関士との意見交換会(福山市)
 // 密輸撲滅キャンペーン(小松島市)
28日 密輸撲滅キャンペーン(松山市)
29日 関税局業務課長との意見交換会(神戸税関会議室)
 // 密輸撲滅キャンペーン(須崎市、高知市)
31日 新居浜地区通関士との意見交換会(新居浜市)
11月2日 密輸撲滅キャンペーン(浜田)
6日 通関士部会 総務・システム委員会(神戸通関業会研修室)
7日~8日 課題別研修(評価)(広島)
11日~12日 通関士部会・事務局合同会議(日本通関業連合会)

神戸

10月3日 小松島地区通関士との意見交換会(小松島市)
4日 高知地区通関士との意見交換会(高知市)
5日 密輸撲滅キャンペーン(新居浜)
6日 第53回通関士試験(神戸市、広島市)
7日 浜田地区通関士との意見交換会(浜田市)
8日 通関業の日 記念行事(功労者表彰式、セミナー等)(日本通関業連合会)
 // 広島地区通関士との意見交換会(広島市)
9日 密輸撲滅キャンペーン(神戸)
 // 通関士部会 総務・システム委員会(神戸通関業会研修室)
10日 密輸撲滅キャンペーン(今治市、尾道市)
11日 松山地区通関士との意見交換会(松山市)
 // 密輸撲滅キャンペーン(福山市)

12日 広島地区女性通関士の意見交換会(広島)
13日 神戸3地区通関連絡協議会との意見交換会(神戸通関業会研修室)
14日 安全保障貿易管理・NACCS及びワシントン条約に関する説明会(神戸通関業会研修室)
15日 課題別研修(評価)(浜田)
18日~22日 第2回従業者研修(神戸通関業会研修室)
19日 2019年度NACCS神戸地区協議会(兵庫県民会館)
22日 第2回従業者研修 成績優秀者表彰(神戸通関業会研修室)
27日 港和会(本関)通関連絡協議会(神戸税関会議室)

- 27日 課題別研修(分類)(福山)
- 28日 税関記念日(神戸税関)
 - // 税関長感謝状受賞者のお祝い会(神戸通関業会研修室)
- 29日 通関士部会 定例役員会(神戸通関業会研修室)
 - // 阪神通関士部会意見交換会(神戸通関業会研修室)

大阪

- 10月3日 通関士部会 京滋地区協議会
- 8日 (連)「通関業の日」式典
- 9日 2019年度第3回新任通関業務従業者研修
- 11日 関空地区密輸撲滅キャンペーン
- 16日 本関地区密輸撲滅キャンペーン
- 17日 通関士部会 第48回業務委員会
 - // 通関士部会 第39回総務委員会
 - // 通関士部会 第20回システム委員会
 - // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会
- 24日~25日 (連)全国会長・理事長会議
- 29日 通関士部会 北陸地区協議会
 - // 北陸地区密輸撲滅キャンペーン
- 30日 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会)
- 11月5日 (連)通関士専門研修 関税評価
- 6日 (連)通関士専門研修 輸出貿易
- 7日 (連)通関士専門研修 EPA・原産地規則
- 8日 (連)通関士専門研修 化学の基礎
- 11日~12日 (連)通関士部会・事務局合同会議
- 19日 通関士部会 堺地区協議会
- 21日 通関士部会 第49回業務委員会
 - // 通関士部会 第40回総務委員会
 - // 通関士部会 第21回システム委員会
 - // 通関士部会役員会・税関担当官との連絡会

- 26日 通関業セミナー「安全保障貿易管理」&「貿易管理サブシステム」
- 27日 大阪地区通関協議会(税関との通関事務連絡会及び定例会・役員会)
- 28日 税関業績者等表彰式
- 29日 阪神通関士部会連絡会

名古屋

- 10月2日 理事会・一水会(理事・監事)
- 8日 本関通関事務研究会
- 9日 輸出入商品分類研修
 - // 密輸撲滅キャンペーン(下田地区)
- 10日 通関懇談会(名鉄グランドホテル)
- 11日 通関士部会幹事会
- 15日 清水支部通関士部会定例会
 - // 清水支部沼津通関懇話会
- 16日 関税減免税関係研修
 - // 中部空港通関事務研究会
 - // 清水支部浜松通関懇話会
- 17日 西部通関事務研究会
 - // 清水支部通関事務研究会
- 18日 密輸撲滅キャンペーン(浜松地区)
- 23日 関税評価実務研修
 - // 清水支部興津通関担当者連絡会
 - // 四日市支部通関士部会幹事会、通関事務研究会
- 24日 関税減免税関係研修(空港)
 - // 清水支部御前崎通関担当者連絡会
 - // 清水支部田子の浦通関担当者連絡会
 - // 清水支部焼津通関担当者連絡会議
- 30日 清水支部奇六会(通関懇談会)
- 11月6日 四日市支部関税評価実務研修
- 7日 一木会・通関士部会幹事会
- 12日 本関通関事務研究会
 - // 清水支部通関士部会支部定例会
 - // 四日市支部輸出貿易管理令実務研修
- 13日 輸出入商品分類研修

- 15日~16日 四日市支部他港見学研修(伏木富山港) 輸出入貨物部
- 19日 清水支部評価事務研修(浜松) 原田亜希子氏(関光汽船(株)国際部)
- // 清水支部沼津通関懇話会
- 20日 安全保障貿易管理説明会 ・講演 門司税関 辻重孝業務部長
// 中部空港通関事務研究会 「最近における税関行政について」
// 清水支部浜松通関懇談会 24日 苅田地区税関事務連絡会 16:00~
// 清水支部通関事務研究会 苅田出張所会議室 税関2 会員4社
・(税関説明事項) 最近の税関情勢、
情報提供依頼
- 21日 西部通関事務研究会
- 22日 清水支部評価事務研修(清水)
- 26日 清水支部興津通関担当者連絡会 24日~25日 全国会長・理事長会議 於 金沢 野
// 四日市支部通関士部会、通関事務研究会 畑会長出席
- 27日 四日市支部品目分類研修 29日 福岡支部第192回全体会議
14:30~15:30
46社(専務理事出席) 税関7名
博多港湾合同庁舎会議室
・税関からの説明
消費税(軽減税率について)
通関非違事例の紹介及び解説
- 28日 清水支部田子の浦通関事務担当者連絡会
// 清水支部御前崎通関担当者連絡会

門 司

- 10月8日 通関業の日 野畑会長出席
// 大分地区密輸撲滅キャンペーン大分駅前 07:30~08:15
専務理事、通関士部会9名参加
- 10日 福岡空港地区密輸撲滅キャンペーン福岡空港3F 09:30~10:10
専務理事、通関士部会7名参加
- 11日 博多地区密輸撲滅キャンペーンベイサイドプレイス 09:30~10:20
専務理事、通関士部会4名参加
- 17日 門司通関士部会定時総会
・平成30年度活動状況報告、令和元年度事業計画、役員改選について
定時総会 16時~
士部会役員19名、会員85人
懇親会 17時30分~ 税関13名
「通関業の日」関連式典
16時40分~
・表彰: 鎌田英志氏((株)近鉄エクスプレス福岡通関センター)
柴田一夫氏(門司港運(株))
- 31日 通関士部会・事務局合同会議事前テレビ会議 14:00~15:00
専務理事、通関士部会副部長
・通関士部会・事務局合同会議議題整理
- 11月5日~7日 通関士実務研修 門司港湾合同庁舎7F
会議室 通関士12名参加
輸出入通関事務、減免税制度、通関業法、品目分類、AEO制度、関税評価、原産地、他法令
講師: 門司税関業務部職員
- 6日 門司通関士部会関門支部下関地区会議
下関港湾合同庁舎5F会議室 会員20名参加
・税関からの説明事項: 日豪AEO相互承認等
・勉強会 関税評価(加算要素等)講師関税評価官

- 7日 通関士部会・事務局合同会議事前検討会
通関士部会長、副部会長、専務理事
- 11日~12日 通関士部会・事務局合同会議 メルパルク東京
通関士部会長、副部会長、専務理事出席
- 12日~14日 通関業者従事者実務研修 従事者37名参加
税関の組織、通関業法、関税法、外為法、関税定率法、輸入実務、輸出実務
講師：門司税関職員、門司通関業会所属通関士
- 18日 苅田地区密輸撲滅キャンペーン コスタ行橋 15:00~15:30
会員4名参加
- // 通関業者勉強会 大分港湾合同庁舎会議室
大分地区会員16名参加
内容 EPAに係る原産地規則
講師 原産地調査官
- // 関税局業務課長と門司通関業会役員との意見交換会 門司税関会議室
出席者：(官)関税局業務課長、門司税関業務部長以下9名
(民)門司通関業会会長、副会長、専務理事等11名
内容：申告官署自由化の影響・展望、通関業会の課題(在宅勤務等)他
- 25日~27日、29日
令和元年度通関士専門研修
評価、輸出貿易、原産地、分類(化学)
延べ参加人員31名
- 28日 税関記念日「税関業績者等表彰式」
税関行政功労者 山九岩国支店、植田通関士部会長(門菱港運)
- 29日 福岡支部第193回全体会議
14:30~15:30 35社 税関6名

博多港湾合同庁舎会議室
通関非違事例の紹介及び解説、日EUEPAに係る取扱変更等

長崎

- 10月1日 日EU・EPA自己申告制度説明会資料の案内
- 9日 通関業務講習会(熊本市)



- 11日 通関非違事例の案内
- 15日 通関業務講習会(長崎市)
- 16日 災害時等におけるNACCSの運用方法等の案内
- 18日 通関業務講習会(鹿児島市)
- 30日 ヒアリ侵入防止等に係る協力依頼
- 11月6日 佐世保地区通関事務連絡協議会
- // EPA利用に係るアンケート調査結果の案内
- 11日 連合会主催「通関士部会・事務局合同会議」出席
- 14日 原産地証明書識別コードの入力誤りの今後の対応の案内
- 18日 長崎地区通関事務連絡協議会
- // 「JCBAクラウドの利用」(連合会)の案内
- 22日 久留米地区通関事務連絡協議会
- 27日 三池地区通関事務連絡協議会
- // 通関士専門研修(門司港)事務

函 館

- 10月3日 安全保障貿易管理説明会（札幌市）
15日 消費税軽減税率説明会におけるQ&A
及び説明会資料送付
21日 通関士専門研修（後期）（札幌市）
24日 税関関係三団体共催「幹部セミナー」
（函館市）
28日 通関業務連絡会（札幌）
// 通関業務連絡会（小樽）
29日 通関業務連絡会（室蘭）
// 通関業務連絡会（千歳）
// 通関業務連絡会（石狩）
// 通関業務連絡会（苫小牧）
// 通関業務連絡会（函館）
30日 通関業務連絡会（八戸）
31日 通関業務連絡会（釧路）
// 通関業務連絡会（秋田船川）
11月13日 NACCSで特惠コード入力ミスがあっ
た場合の対応について
25日 通関士部会北海道・東北ブロック合同
研修会（秋田市）
// 通関士部会女性通関士委員会（秋田市）
// 通関業務連絡会（函館）
// 通関業務連絡会（室蘭）
// 通関業務連絡会（苫小牧）
// 通関業務連絡会（札幌）
28日 通関業務連絡会（小樽）

- 28日 通関業務連絡会（八戸）
// 通関業務連絡会（石狩）
29日 通関業務連絡会（千歳）
// 通関業務連絡会（秋田船川）
// 通関業務連絡会（釧路）

沖 縄

- 10月8日 関税評価に関する説明会
主催：沖縄地区税関
於：那覇港湾合同庁舎会議室
9日 密輸撲滅キャンペーン実施
於：パレットくもじ前イベント広場
31日 令和元年度第3回通関連絡会
於：那覇港湾合同庁舎会議室
// テレビ会議
主催：日本通関業連合会
参加者：通関業会事務局・通関士部会
11月8日 令和元年度沖縄通関業会懇談会
於：神宮会館ホール
22日 通関士部会 於：沖縄通関業会会議室
25日 那覇港保安対策訓練
主催：那覇港保安対策協議会他、
内容：情報伝達訓練
29日 保税研修会
主催：沖縄地区税関
於：那覇港湾合同庁舎会議室

2019年8月30日発行 好評発売中!

メガEPA原産地規則

—自己申告制度に備えて— 今川 博、松本 敬(共著)

自己申告制度に基づくメガEPA原産地規則への対応は万全ですか?

TPP11、日EU・EPAが相次いで発効しました。両EPAの大きな特徴として、輸出者、生産者又は輸入者による原産地の自己申告制度が採用されています。これまで我が国が締結した多くのEPAにおいては、第三者機関が発給する原産地証明書による原産性の証明が基本とされてきましたが、両EPAでは輸出者、生産者又は輸入者が、原産品申告書を作成して証明する自己申告制度が必須となりました。

このため、輸出者、生産者又は輸入者は、自社が取扱う貨物が両EPAに定められている原産地規則を満

たすことを自ら証明し、その疎明資料を保管する義務が課せられています。

本書は、両EPAの原産地規則の詳細な解説、原産地規則の適用の基本となるHS品目表番号の決定の原則、並びに原産品申告書及び原産品申告明細書の作成方法等を掲載し、輸出者、生産者及び輸入者のみならず多くの貿易関係者に両EPAに対する理解を深めていただき、EPAの利用拡大と貿易促進を図ることへの支援を目的としております。

A5判352頁/定価:本体2,700円+税/送料:310円

公益財団法人 日本関税協会
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F
TEL ▶ 03-6826-1430 FAX ▶ 03-6826-1432
URL ▶ <https://www.kanzei.or.jp/>

TPPコンメンタール

メガEPAのスタンダードともいえるTPP協定の全貌を逐条解説!

2019年6月27日発行 好評発売中!

TPPはこれからのEPAのモデルになるものと期待されていたメガEPAです。日本関税協会では2015年に「TPPと21世紀の関税・貿易政策研究会」を発足させ、TPP協定を読み解くことによって、TPPの意義や今後の関税・貿易政策に及ぼす影響、課題、展望について議論してきました。

TPP自体は署名されたものの、アメリカの離脱によって発効には至っていませんが、貿易と投資の自由化等、広範囲かつ高水準な貿易協定を実現すべ

く、アメリカ以外の11カ国で交渉を進め、CPTPPの発効することとなりました。

本書では弊社発行『貿易と関税』誌連載の記事をアップデートし、TPPの各章と主要な関連文書の全体像を俯瞰し、さらに逐条解説を行い、TPP11での凍結項目についても触れ、TPPの全貌を解き明かします。

B5判1,012頁/定価:本体18,000円+税/送料:810円

公益財団法人 日本関税協会
JAPAN TARIFF ASSOCIATION

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4-2 日専連朝日生命ビル6F
TEL ▶ 03-6826-1430 FAX ▶ 03-6826-1432
URL ▶ <https://www.kanzei.or.jp/>



発行所：一般社団法人 日本通関業連合会

東京都港区虎ノ門2-3-20 虎ノ門YHKビル8階
TEL: 03-3508-2535 FAX: 03-3508-7796
E-mail: jcba@tsukangyo.or.jp
URL: <http://www.tsukangyo.or.jp/>

編集兼発行人：清水 和 男

※本会報からの転載については、あらかじめご連絡下さい。